

## 【虐待防止対策室関係】



## 1. 児童虐待防止対策の強化について

### (1) 令和元年児童福祉法等改正法に基づく検討状況について

#### (関連資料1)

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号。以下「改正法」という。)の附則においては、①中核市等における児童相談所の設置促進のための国の支援、②児童家庭福祉に関わる者の資質の向上を図るための方策、③児童の権利擁護の在り方、④一時保護その他の措置に係る手続きの在り方、⑤民法の懲戒権規定の在り方等について定められており、現在、以下の通り検討を行っている。

#### ① 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法では、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるもの等としている(改正法附則第7条第6項及び第7項)。この規定を踏まえ、令和元年8月に、厚生労働省と都道府県知事及び市町村長を構成員とした「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場」(以下「協議の場」という。)を開催した。この協議の場では、(i)改正法により新たに定められる児童相談所の設置基準等の児童相談所の設置の在り方、(ii)人材の確保・育成・人事の在り方、(iii)中核市及び特別区による児童相談所の設置に向けた国が行う施設整備、人材の確保・育成等の支援の在り方、(iv)都道府県、指定都市、中核市・特別区及びその他の市町村の役割分担の在り方について検討を行っている。

具体的な検討については、協議の場の下に、上記(ii)、(iii)、(iv)等を検討する「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するワーキンググループ」(以下「体制強化WG」という。)及び、上記(i)を検討する「児童相談所の設置の基準に関するワーキンググループ(児相設置WG)」を開催し、検討を行っている。

このうち、体制強化WGでは、人材の確保・育成・人事の在り方、中核市等における児童相談所設置の効果・具体的プロセス、都道府県、市町村の連携強化と役割分担等について先進的な取組を行っている事例についてのヒアリング等を行っている。

児童相談所の設置基準については、児相設置WGでの議論を踏まえ、新年度早々の政令改正に向けた検討を進めている。

**② 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ**

改正法では、その施行後1年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている（改正法附則第7条第3項）。

この規定に基づき、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上について検討を行うため、令和元年8月に、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を設置し、同年9月より令和3年1月まで計10回にわたって議論を行ってきた。令和3年2月には、ワーキンググループの取りまとめを公表した。取りまとめの内容については関連資料に掲載しているため、参照いただきたい。資格については、今後、厚生労働省において、資格の建て付け等の論点を整理し、たたき台となる案を作成するなど、詳細な検討を進めていく。

**③ 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム**

改正法では、その施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしている（改正法附則第7条第4項）。

この規定に基づき、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方、子どもの権利を擁護する仕組みの在り方その他子どもの権利擁護の在り方について検討を行うため、令和元年12月に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を設置し、新年度早々のとりまとめに向けて検討を行っている。

**④ 一時保護その他の措置に係る手続きの在り方**

改正法では、その施行後1年を目途として、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。（改正法附則第7条第2項）

この規定に基づき、令和2年9月に「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の施行状況等を踏まえ、年度内のとりまとめに向けて検討を行っている。

## ⑤ 懲戒権の見直しの状況（法務省・法制審議会）

改正法では、その施行後2年を目途として、民法（明治29年法律第89号）の懲戒権規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしている（改正法附則第7条第5項）。

この規定に基づき、令和元年7月より、法務省の法制審議会民法（親子法制）部会で、懲戒権規定の見直しに向けた検討が行われ、令和3年2月には中間試案がまとめられた。その中で、「懲戒権」を見直すとしたうえで、「子を懲戒することができる」とする民法822条の削除のほか、「指示や指導ができるが体罰を加えることはできない」、または「体罰を加えてはならない」などと明記する3つの案が示され、引き続き検討されることとなっている。

## （2）児童相談所の体制強化について（関連資料2～7、10参照）

### ① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等に基づく人材確保の推進について

児童相談所の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁会議決定）に基づき、2019年度から2022年度までの期間において、計画的に人材確保を進め、児童相談所の人員体制の強化を図ることとしていたところである。

今般、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増員について、新プランの計画を1年前倒し、来年度（2021年度）までに新プランで目標として掲げている人員体制（児童福祉司：5,260人、児童心理司：2,150人）の確保を目指すこととし、本年1月15日に自治体宛に事務連絡を発出した。増員に当たっては、必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、自治体における採用活動等への支援に引き続き取り組むこととしているので、各自治体においては、児童相談所における人材確保を進めていただくようお願いする。

なお、人材確保に当たっては、従来より、児童相談所配属経験者の再配置や、児童相談所職員OBの再任用、通信課程（社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営する中央福祉学院）を活用した資格取得も含めて、検討を行っていただくとともに、年度途中における職員の採用

についても検討を行っていただくようお願いしており、令和3年度においても、引き続き、体制整備に向けて取り組んでいただきたい。

また、令和元年に成立した児童福祉法等の一部改正法においては、令和4年4月1日より、児童相談所に弁護士の配置等を行うとともに、医師及び保健師の配置を行うこととしているが、児童相談所における専門的な対応の強化は不断の取組として求められるものであることから、これらの規定の施行を待つことなく、積極的に配置等を進めていただきたい。

## ② 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算案

令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算案においては、児童相談所における人員体制の強化のほか、職員の専門性の向上や、相談支援、一時保護に関する取組を強化するための予算が計上されている。各自治体におかれては、こうした予算を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

### ア 児童相談所における人員体制の強化

児童相談所における人員体制の強化については、令和3年度において必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、令和3年度予算案では、「児童福祉司任用資格取得支援事業（仮称）」を創設し、職員が通信課程（1年）を活用して児童福祉司の任用資格の取得を行う際、受講料等を補助することとしているほか、「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」を拡充し、採用活動に要する費用の補助について、児童相談所を設置する予定（計画）がある自治体（児童相談所未設置の自治体）を補助対象に追加することとしている。

### イ 職員の専門性の向上

職員の専門性の向上については、令和3年度予算案では、「子どもの虹情報研修センター」及び「西日本こども研修センターあかし」が実施する研修がオンラインで円滑に実施することができるよう環境整備を行うための予算を計上しているほか、研修センターを活用し、①児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施や、②他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援（派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援）を行うこととしており、こうした新たな取組の詳細については、追って連絡する。

なお、令和3年度に研修センター等で実施される予定の研修につ

いては、関連資料を参照していただきたい。

#### ウ 相談支援に関する取組の強化

相談支援に関する取組の強化を図るため、令和2年度第3次補正予算では、児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版189）の構築や、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）の無料化を行うための予算が計上されている。

SNS版189については、システム構築に係る詳細やスケジュール等を記載した仕様書案を3月中に作成の上、意見招請を開始する予定である。また、児童相談所相談専用ダイヤルについては、令和3年7月より通話料金を無料化（フリーダイヤル化）する予定であり、変更後の電話番号やフリーダイヤルへの移行に向けた手続き等の詳細は3月中に連絡する。

なお、児童相談所の相談支援等においてICT機器の活用を促進するため、令和2年度第3次補正予算では、①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等に要する費用を計上しているところであり、子どもの早期の安全確保等の観点から積極的に活用されたい。

#### エ 一時保護に関する取組の強化

一時保護について、適切な受け皿を確保するため、これまでも一時保護所の整備費への支援の拡充等を行ってきたところであるが、民間の施設等に一時保護を委託することが適当なケースについて、適切な体制整備を促すため、令和3年度予算案では、一時保護委託に係る措置費において、一時保護専用施設の対象拡大や、乳児院に対する支援の拡充を行うこととしている。

一時保護専用施設については、現在、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設において、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、これらの施設以外の児童福祉法に規定する施設及び事業所についても、これらの施設と同様に事務費が支弁される仕組みとすることとしている。また、乳児院については、入所措置の場合に設けられている「病虚弱等児童加算」（児童1人当たり月額約10万円）について、一時保護委託の際にも適用することとしている。

なお、一時保護については、自立援助ホームや子どもシェルターなど、委託先として、様々な選択肢が考えられるが、こうした事業所や施設を運営する法人等（例：社会福祉法人カリヨン子どもセン

ター) から個別ケースについて相談があった場合、子どもの最善の利益の観点から、当該法人等への一時保護委託も含め、速やかに一時保護を行うなど、対応を検討することが必要である。

オ 保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等において子どもを保護する場合の対応

保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院や宿泊療養が必要となったことにより、感染していない子どもを保護しなければいけない状況になった場合の対応について、今年度補正予算では、①濃厚接触者等の子どもの対応に当たって、一時保護所に看護師の配置等を行うことによる体制強化を支援する「一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業」や、②宿泊施設の借り上げ費用や、一時保護所の改修費用等を支援する「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」が既に計上されているが、令和2年度第3次補正予算においても、引き続き、これらの事業が計上されている。

また、令和3年度予算案では、濃厚接触者等の子どもを医療機関に一時保護委託する場合、医療機関に対して一時保護委託手当（日額：36,460円）の支弁を可能とする仕組みを創設することとしている。

### ③ その他

各児童相談所においては、未成年後見人選任の申し立て等を行う際、統一書式を利用しているところであるが、最高裁判所事務総局家庭局より、児童相談所からの意見を踏まえた統一書式の修正等について連絡があったので、関連資料に掲載されている統一書式等を参照の上、今後の対応に留意していただきたい。

## (3) 市町村の体制強化について

### ① 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算案

(関連資料2参照)

児童虐待への対応に当たっては、児童相談所だけではなく、市町村も重要な役割を担っており、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うことが求められる。

こうした対応に当たっては、体制の整備や専門性の強化が必要となるため、市町村において、子どもとその家庭や妊婦等を対象として、

地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備を進めている。子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けては、これまでも財政的な支援を行っている一方、小規模自治体では子ども家庭総合支援拠点の設置を進めるためには、限られた人材を有効に活用する必要がある。このため、令和3年度においては、人口5万人未満の市町村においては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、常時1名体制とすることを認める等の運用の見直しを図ることとしている。引き続き、各自治体におかれては、子ども家庭総合支援拠点の体制整備に取り組んでいただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、令和2年度第三次補正予算において、子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を行うこととしている。さらに、令和3年度当初予算案においては、児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市区町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助を拡充するほか、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に対する補助を行う。各自治体におかれては、こうした予算を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

※支援対象児童等見守り強化事業（令和2年度第三次補正予算）

予算額：36億円

補助基準額：1か所あたり9,723千円

（民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費）

補助率：10/10（定額）

実施主体：市区町村

対象団体：子ども食堂や宅食等の支援を行う民間団体等

※児童の安全確認等のための体制強化事業

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

補助基準額（案）

・児童相談所分 1児童相談所当たり 25,010千円

（警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合（実施しない場合は20,008千円））

・市町村分 1市町村当たり 15,006千円

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

補助率 : 国 1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村 1/2

※未就園児等全戸訪問事業

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

補助基準額（案）

- ・訪問費用 訪問回数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象
- ・事務職員雇上費 1日当たり：7,210円×事務職員数 ※複数名の雇上も可
- ・民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

実施主体：市町村

補助率 : 国1/2、市町村1/2

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進について

（関連資料8参照）

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、市町村の相談支援体制等の強化を図るため、2019年度からの4年間で、

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する
- ・要保護児童対策調整機関の常勤の調整担当者を全市町村に配置することを目標として定めている。

これを踏まえ、令和元年度より、標準団体（人口10万人）当たり2名（子ども家庭総合支援拠点の職員1名及び要保護児童対策調整機関調整担当者1名）の職員が地方交付税措置されていることから、速やかに体制の整備に取り組んでいただきたい。

子ども家庭総合支援拠点の設置促進のため、令和2年度予算では、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして各自治体に派遣する取組を「西日本こども研修センターあかしセンター」の事業として実施しているところであるが、令和3年度予算案においては、ブロック別の自治体向け説明会の実施を行うこととしており、詳細については別途お知らせする。

③ 地域における子どもの見守り体制の強化について

（関連資料9参照）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、民間団体等にも協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守り体制を強化することが必要である。そのため、令和2年4月に子どもの見守り強化アクションプランを策定し、さらに、子ども食堂や宅食等の支援を行う民間団体等が、支援を必要とする子ども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制を強化す

るための取組を支援する「支援対象児童等見守り強化事業」を令和2年度第二次補正予算及び第三次補正予算において計上したところである。令和3年度においても、事業の安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行うこととしている。本事業が活用されるよう、これまでも本事業の運用に係るQ&Aの発出や取組事例等をお示ししてきたほか、民間団体等とも連携して事業の周知を図ってきたところである。本事業は、児童虐待の発生予防・早期発見に資する有効な事業であることから、各自治体においても本事業の積極的な活用に向けて検討されたい。

#### (4) その他の児童虐待防止対策の取組について

##### ① 要保護児童等情報共有システムについて（関連資料11参照）

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度第三次補正予算において、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。また、令和3年度当初予算案においては、令和2年度において開発した全国統一の情報共有システムの運用・保守に係る経費を計上しているところである。

今年度、国の予算において、全国統一の情報共有システムの開発を行っており、来年度より運用を開始することとしている。

情報共有システムの導入に当たって、全てのケースの情報を登録することについては、入力業務等の外部委託を行ったとしても、一定の時間を要するものと考えられる。一方で、ア)他の自治体に転居した事案のケース記録を転居先の自治体に情報提供する事務や、イ)行方不明となった事案に関して、全国の児童相談所に通知する事務については、情報共有システムの有無に関わらず、当該事案が発生した場合に対応を行うことが必要となる事務である。

これらの事務の対応について、情報共有システムの利用により、転居事案は、より迅速かつ正確な情報提供が可能となり、行方不明事案は、過去に通知された事案の検索が容易になるといった利点等があることを踏まえ、令和3年5月10日から全ての児童相談所において、これらの事務（ア及びイの事務）の対応に当たり、情報共有システムを利用するようにお願いする。さらに、情報共有システムを導入することにより、過去の対応歴の有無について、常時把握が可能になり、ケース記録も児童相談所と管内市町村はそれぞれが保有する記録を閲

覧可能となる等児童相談所と市町村の情報共有が図れることからシステムの導入を進めていただきたい。

なお、転居事案における自治体間のケース移管については、児童相談所運営指針において、緊急性が高いものは、移管先の自治体に対して移管元の児童相談所職員が事前説明等を行うことや、双方の児童相談所職員による当該家庭への同行訪問を実施すること、移管元の児童相談所職員が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席すること等の方法により、引き継ぎを行うこととされています。情報共有システムの利用においても、こうした対応を前提としつつ、ケース記録を迅速かつ正確に情報提供を行う手段として利用されることを想定しており、情報共有システムのみでケース移管が行われることは想定していませんので、対応に留意するようお願いする。

## ② 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について (関連資料12参照)

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策など、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う責務を規定している。

令和2年9月の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第16次報告)では、検証していない死亡事例があると答えた自治体が45.5%であり、その理由は「行政機関が関わった事例でないため」が64.3%であった。

平成30年6月の厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」においては、「児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例については、情報量が少ないために十分に検証が行えない可能性もあるが、関与しなかった事情も含め、その地域の保健・福祉等の体制を検証することも必要である。」としている。

子ども虐待による死亡事案について、その事案を振り返り課題を明確にすることは、同様の事案を防ぐ対策を講じるために非常に重要なことである。地方公共団体において子ども虐待の疑いを含む死亡事例等が発生した場合には、本通知を参考に検証を実施していただくとともに、検証等に必要な費用として「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」の「評価・検証委員会設置促進事業」を有効に活用しつつ検証を実施していただき、子ども虐待による死亡事例等の発生予防・再発

防止に努めていただきたい。

### ③ 乳幼児健診未受診者等の状況確認等の実施について

(関連資料13参照)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことなどを受け、各市町村において、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの把握及び状況確認を行っており、その実施状況について毎年度調査を実施している。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 確認対象児童を把握した場合は、速やかに要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、目視による状況確認に努めること
- ・ 状況確認を実施した際に、支援が必要と認められる子どもを把握した場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、調査に対する報告時点で状況確認に至っていない子どもも含め、調査結果(令和3年3月31日時点)について4月7日までの報告をお願いしており、ご協力をお願いします。

### ④ ヤングケアラーの実態に関する調査研究について

(関連資料14参照)

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指すものとされており、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を及ぼす可能性がある。

そのため、平成30年度より、

- ・ 市区町村の要保護児童対策地域協議会を対象にヤングケアラーの実態調査の実施
- ・ ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメン

トシートやガイドラインの作成及び周知などを行っており、令和2年度においては、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査を実施しているところである。

各自治体においては、アセスメントシートやガイドラインを活用するなどして、関係部署及び関係機関が連携し、ヤングケアラーが適切な支援を得られるよう適切に対応していただきたい。

## ⑤ 「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和3年度子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催について

(関連資料15参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和2年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム(オンライン)」の開催
- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、「体罰等によらない子育て」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ インターネット広告・SNS、政府広報等の活用による広報
- ・ 東京スカイツリー<sup>®</sup>のオレンジライティング

等の取組を実施した。

令和3年度は、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を令和3年11月に福岡県において開催する予定である。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、オンライン開催といった開催方法の変更や参加人数の制限といった措置を講じる場合があることを予めご了承ください。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加をはじめ、「児童虐待防止推進月間」での各種取組への協力をお願いする。

## ⑥ 子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について

(関連資料16参照)

児童虐待防止対策の象徴であるオレンジリボン運動への理解を広めるため、厚生労働省が後援し、認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主催している「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスタ

ーコンテスト」は、広く国民から啓発ポスターのデザインを募集するものである。令和3年度については、現在、作品募集中であることから、各自治体においても同ポスターコンテストについて広く一般に呼びかけていただきたい。

⑦ 「児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック」の活用について

(関連資料17参照)

児童虐待への対応については、児童相談所等と警察とが緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要であるが、円滑な連携を行うには、お互いが理解し合える関係にあることが重要であると考える。

京都産業大学社会安全・警察学研究所では、平成31年1月、児童相談所の警察に対する疑問等を集め、Q&Aや警察の用語解説等を内容とする「児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック」を作成し、全国の児童相談所等に送付していただくとともに、ウェブサイト上でもダウンロード可能であるなど広く提供をいただいている。

児童虐待事案への警察の判断要素等を理解する上で参考となると思われるため、本ハンドブックの活用を検討されたい。



[関連資料：虐待防止対策推進室]



# 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

## 設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、「政府は、法律の施行後1年を目的として、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされている。これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

## 主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

## スケジュール

令和元年	9月10日	第1回開催
令和2年	2月19日	第2回開催
令和2年	6月19日	第3回開催
令和2年	7月29日	第4回開催
令和2年	9月7日	第5回開催
令和2年	10月16日	第6回開催(これまでの議論の中間整理)
令和2年	10月20日	第7回開催
令和2年	11月17日	第8回開催
令和2年	12月18日	第9回開催
令和3年	1月26日	第10回開催(とりまとめ)

## 委員

委員名	所	属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授	
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長	
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会理事長	
加藤 久美子	本庄市保健部子育て支援課 課長	
加藤 雅江	杏林大学保健学部健康福祉学科 教授	
	日本精神保健福祉士協会 常任理事	
栗延 雅彦	和泉乳児院院長	
	全国乳児福祉協議会総務委員長	
栗原 直樹	日本社会福祉士会 副会長	
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監 全国町村会	
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわわ センター 所長	
	全国児童家庭支援センター協議会 幹事	
才村 純	東京通信大学 教授	
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー	
	日本医療社会福祉協会調査研究部 周産期・小児領域担当	
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局局長	
	全国児童養護施設協議会 副会長	
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長	
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授	
藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター 所長	
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長	
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授	
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会	
	全国保育協議会副会長 全国保育士会会長	
森井啓	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室 室長	
	全国知事会	
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授	

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

# 子ども家庭福祉に關し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に關するワーキンググループ とりまとめ(令和3年2月2日)(ポイント)

## (1) 子ども家庭福祉の資格の在り方

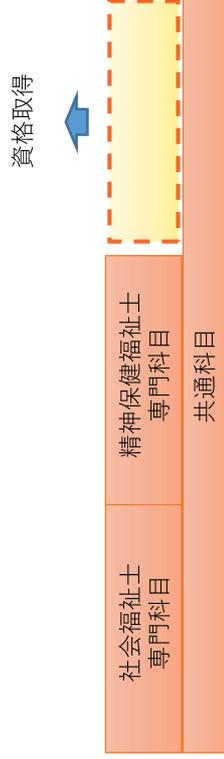
### (基本的な考え方)

- 児童福祉司の任用要件の一つである社会福祉士の養成課程においては、子ども家庭福祉分野の内容が少なく、専門性を十分に担保できる状況にない。子ども家庭福祉に關する**専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組**みとして**資格の創設を検討すべき**である。

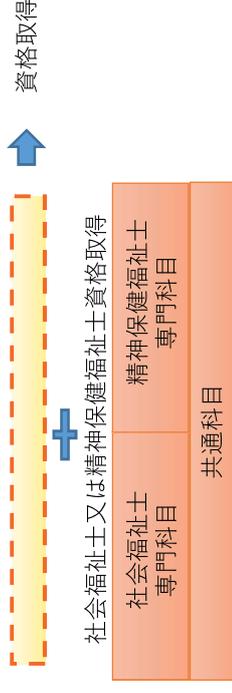
### (資格の対象、建て付け)

- 資格を創設することとした場合、その建て付けとして、「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」(①)とすることや、「既存のソーシャルワークに關する資格(社会福祉士等)を基礎として、子ども家庭福祉分野に關する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格」(②)とすることが考えられる。
- 資格制度をどのような建て付けとするとするかについては様々な意見があり、また、養成課程や養成ルートによって様々な組み合わせも考えられることから、求める専門性の程度や養成する規模などの観点から、引き続き検討していくべきである。

①の粗いイメージ



②の粗いイメージ



### (資格の付与方法)

- 資格の付与方法としては、例えば、「**試験を実施**して合格者に資格を付与方法」、「**特定の教育課程を認定**し、当該課程を修了した者に資格を付与方法」などが考えられる。

### (養成課程・養成ルート)

- 少なくとも**4年制大学の課程を経れば取得可能な仕組**としつつ、**その他にも複数の養成ルート**を設けるべきである。特に、児童福祉司を急激に増やしていかなければならない現状を考慮すれば、採用後においても資格を取得できる社会人ルートも設けるべきである。

### (任用・配置)

- 児童相談所や市区町村、民間機関等の現場の人材確保に支障が生じないよう、**資格を任用要件の一つとして位置付けることからはじめ、将来的に有資格者の任用を増やしていく方向とすべき**であり、そのためのインセンティブや将来的な位置づけについて検討すべきである。

### (スーパーバイザー等)

- 基礎資格とは別途、**スーパーバイザー等の指導的役割を担う者の能力を客観的に評価する仕組**みが必要である。

## (2) 研修・人材養成の在り方

### (基本的な考え方)

- 人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格制度を創設して実際に養成され現場に定着するまでには相応の年数を要することも踏まえれば、早期に取り組める資質向上策として、**研修・人材養成を充実**させる必要がある。

### (現行の研修制度)

- 現行の法定研修は知識偏重になっており、OJTや、事例を用いた演習等により、面接やニーズ把握等の**実践的な訓練を充実させる必要がある**。
- 児童福祉司についてはアセスメント、子どもや家庭への支援、ケースマネジメントに加え、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止申立て等の権限行使をどこかの児童相談所でも最低限有効に活用することが求められており、**ノウハウを持っている自治体で実務を体験する仕組みが必要**である。
- スーパーバイザーについては、児童福祉法で定められたおおむね5年以上の実務経験を確実に求めていくべきである。他方で、単に勤続年数さえ満たしていれば能力が担保されるわけではないことから、まずは**令和4年4月から施行される任用前研修において適切な修了要件を設定し、スーパーバイザーとしての能力を確認**できるようにすべきである。

### (有資格者等に対する研修制度)

- 将来的には有資格者等に対して研修を行う観点から、研修カリキュラムや到達目標を見直していく必要がある、例えば資格取得後の実務経験システム(インターシップ)なども含めて検討していくべきである。

### (研修の実施体制)

- 座学で行う知識や基本的な事項の学びなど、効率化できる研修等については、**オンライン研修、e-ラーニング等のICTの活用を進めていくべき**である。
- スーパーバイザーが多忙であるために新人の現場経験のフォローができない状況もあることから、大学や民間団体、児童相談所OB・OGをアドバイザーとして活用する取組も必要であり、そうした**アドバイザーの登録、派遣調整を研修施設が行うなどの仕組みを整備**するべきである。

## (3) 人事制度・キャリアパスの在り方

### (基本的な考え方)

- 児童相談所や市区町村の職員が、ソーシャルワークの専門職として専門性の積み上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要がある。

### (採用)

- 専門性を有する職員を確保していくうえでは、地方自治体の特性を踏まえつつ**福祉専門職採用を定着させるとともに、その専門性を生かしていけるような人事システムとしていく必要がある**。

### (人事・キャリアパス)

- 職員の意欲を向上させるためにはキャリアパスが明確になっていることが必要であり、**採用する自治体等において、職務に応じて必要となる能力や業務経験等の見える化を行っていくべき**である。
- 専門性の向上のためには、**自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要**である。例えば、様々な場所や分野でのソーシャルワークの経験を積む機会を設けることが重要であり、**児童相談所、都道府県、市区町村の間で人事交流等を行っていくべき**である。特に、児童福祉司は実践経験が重要であり、地方の職員は様々なケースを扱う都市部で経験ができるなどの取組を行うべきである。

# 子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

## 設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもへの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催）

## 検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

## スケジュール

令和元年	12月19日	第1回開催
令和2年	7月27日	第2回開催
令和2年	10月2日	第3回開催
令和2年	12月4日	第4回開催
令和2年	12月14日	第5回開催
令和3年	1月25日	第6回開催
令和3年	2月19日	第7回開催

## 委員

○相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 会長 大分大学 福祉健康科学部 教授
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 助教
榎本 英典	三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護 コーディネーター
大谷 美紀子	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭
久保 健二	福岡市 こども総合相談センター こども緊急支 援課長、弁護士
多田 博史	東京都 福祉保健局少子社会対策部 調整担当課 長
田中 由美	大阪府 福祉部子ども室 家庭支援課 課長
永野 咲	昭和女子大学 人間社会学部 助教
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授
○座長	(敬称略、五十音順)

# 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 概要

## 検討会設置の趣旨

- 平成29年6月14日に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)附則第4条では、政府は、同法の施行後3年を目的として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他の同法による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、同法による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- また、令和元年6月19日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)附則第7条第2項では、政府は、同法の施行後1年を目的として、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- これらを踏まえ、児童相談所における一時保護の手続等に関する検討等を行うことを目的として、本検討会を開催する。

## 検討事項

- 以下の事項について効果的な運用も含めた手続等の在り方を検討
  - ・一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置
  - ・一時保護等に関する司法関与
  - ・保護者への指導・支援

## スケジュール

- 令和2年 9月18日 第1回開催
- 令和2年10月23日 第2回開催
- 令和2年11月19日 第3回開催
- 令和2年12月16日 第4回開催
- 令和3年 1月18日 第5回開催
- 令和3年 2月8日 第6回開催
- 令和2年度内 とりまとめ

- (参考)児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の改正事項
  - 親権者等の意に反する2ヶ月を超えた一時保護について家庭裁判所の審査の導入
  - 家庭裁判所が都道府県等に対し保護者への指導を勧告することができる場合の拡大(児童福祉法第28条の措置の承認の審判時に加え、審判前や却下審判時にも勧告が可能となる)
  - 都道府県等が保護者に対し接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童福祉法第28条の措置中に加え、一時保護や親権者の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも接近禁止命令を行うことが可能となる)

## 構成員一覧

委員名	所属
今井 弘晃	東京家庭裁判所家事第2部 部総括判事
川瀬 信一	千葉県生実中学校星久喜中学校分教室 教諭
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科 教授
小平 かやの	東京都児童相談センター 相談援助課 医長
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科 教授
鈴木 聡	三重県児童相談センター 市町アドバイザー
高田 昌宏	早稲田大学大学院法務研究科 教授
高橋 温	弁護士(新横浜法律事務所)
土居 聡	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 参事、弁護士
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
橋本 和明	花園大学社会学部福祉学部臨床心理学科 教授
橋本 佳子	名古屋市中心児童相談所 主幹、弁護士
藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター 所長
宮口 智恵	NPO法人チャイルド・リソース・センター 代表理事
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部 一時保護課 課長
吉田 恒雄	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長

○ 座長

(敬称略、五十音順)

## 令和3年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案等のポイント

「児童虐待防止対策の抜本的強化」等を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

## 子どもの権利擁護

## 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

## 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

## 児童虐待の発生予防・早期発見

## 若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費を補助

## 産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進。産後ケア事業については、法定化され、各市町村で実施が努力義務となったことを踏まえて、設置促進を図る

## 未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、未就園児等を対象として家庭を訪問する取組に必要な経費を補助

## 子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進  
また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

## 支援対象児童等見守り強化事業 ※R2第3次補正

子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を実施

## SNSを活用した相談支援の強化等【新規】 ※R2第3次補正

全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。

(※)このほか、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)について、無料化を行う。(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化)

## 児童相談所体制整備事業【拡充】

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制整備を支援(24時間・365日体制強化事業)するとともに、児童相談所におけるSNSによる相談支援の体制整備を支援(SNS等相談事業)する事業を実施

## 子育て支援訪問事業

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を実施

## 予防のための子どもの死亡検証にかかる体制整備

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための経費を補助

## 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

## 児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】 ※R2第3次補正

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る中、①相談対応等におけるビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等におけるテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を支援する事業を新規計上

## 児童福祉司任用資格取得支援事業【新規】

児童相談所の児童福祉司について、通信課程(1年)を利用して任用資格を取得することができるため、当該課程の受講料等の補助を行う事業を新規計上

## 児童福祉司等採用活動支援事業【拡充】

都道府県が行う児童福祉司等の採用活動に対する支援について、児童相談所設置予定の自治体や一部事務組合が補助対象となるよう、事業を拡充

## 一時保護委託に対する支援の充実【拡充】

一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が支弁される一時保護専用施設の対象施設を拡大する。

## 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加するよう、事業を拡充

## 官・民連携強化事業【拡充】

児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充

## AIを活用したツールの開発促進【新規】 ※R2第3次補正

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組(仕様書の作成等)を実施  
(※)令和2年度調査研究事業で当該ツールの概要を作成予定

## 研修実施体制の強化【拡充】

①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進、②児童相談所の指導的な立場の職員に対するブロック単位での研修の実施、③他の自治体の児童相談所に職員を派遣して人材を養成する取組(派遣研修)への支援を行うため、事業を拡充  
(※)虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充して実施

## 医療的機能強化事業【拡充】

医師の配置等に係る費用の支援について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置が進むよう、事業を拡充

## 法的対応機能強化事業

児童相談所において、常時、弁護士による助言又は指導の下で法的な対応を行うことができるよう、弁護士の配置等に係る費用を支援

## 次世代育成支援対策施設整備交付金

一時保護所の施設整備について、基礎単価の引上げや心理療室を整備した場合の加算等による支援を継続  
(※)このほか、一時保護所の体制強化のため、職員配置の改善(子ども4人:職員1人→子ども2人:職員1人(最大))等の支援を継続

## 児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていることから、児童相談所の児童福祉司等や、一時保護所の職員の処遇改善を支援

## DV対応・児童虐待対応連携強化事業

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置する事業を実施

## 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

### 同伴児童学習支援事業

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な経費を補助

### 同伴児童通学支援事業

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助

### 心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV等被害者及び同伴する子どもの心理的ケアを図る

### 要保護児童等に関する情報共有システムの整備【拡充】

※R2第3次補正

児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援

### 保護者指導・カウンセリング強化事業

児童相談所における保護者指導を行う体制整備等のため、①保護者指導支援員の配置、②専門機関が実施するカウンセリングやプログラム等の活用、③職員の資格取得について支援する。

### 児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行う職員を新たに配置するための補助を拡充

## 社会的養育の充実・強化

### 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を新規計上。また、市町村との連携や障害児入所施設等との連携に必要な費用の補助を計上する。加えて、里親等の委託解除前からの自立支援に向けた取組を強化するため、フォスタリング機関に自立支援担当職員を配置するための補助を新規計上

### 里親への委託前養育支援事業

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を計上

### 里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充

### 里親養育への支援の拡充など施設の地域支援機能の強化【拡充】

里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、里親支援や地域の要支援家庭等への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援を拡充するとともに、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）の緩和等を行う。また、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設

### 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための費用を補助

### 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充や養親希望者の手数料負担の更なる軽減など、特別養子縁組の取組を推進

## 社会的養育の充実・強化（続き）

### 小規模かつ地域分散化に向けた整備費等の補助率嵩上げ等【拡充】

令和6年度末までの期間に限り、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費・改修費の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金の一部を補助

### 児童養護施設等民有地マッチング事業の創設【新規】

都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組等を支援するため、児童養護施設等民有地マッチング事業を創設

### 小規模かつ地域分散化に向けた定員要件の緩和等【拡充】

都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設等の定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げる（※）ほか、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算を創設 ※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）

### 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業【新規】※R2第3次補正

児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助

### 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業【拡充】※R2第3次補正

就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費等の貸付を行い、一定期間の就業継続により返還を免除する自立支援資金貸付事業について、安定的な運営を図るための貸付原資を補助。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、貸付金額（生活費貸付）の増額期間を延長

### 医療機関との連携体制の強化等【拡充】

施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当の拡充を行うほか、予防接種費用の対象を拡大

### 社会的養護自立支援事業等【拡充】

自助グループ等の民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童の相談支援を行うために必要な旅費の補助や、医療機関等との連携に必要な費用の補助を計上するほか、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や退所者の法律相談に対応するため、弁護士等との契約に必要な費用の補助等を新規計上

### 施設における自立支援の取組の強化等【拡充】

入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を自立援助ホームなど児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料を補助

また、母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図るほか、自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減

### 社会的養護出身者ネットワーク形成事業

児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を計上

## 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援 ※R2第3次補正

児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げ

## 児童相談所の体制強化等について ①

【令和3年度予算案】児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数

### ①専門人材の確保

#### ○児童福祉司任用資格取得支援事業の創設

- 児童虐待等の事案の対応に当たる児童相談所の児童福祉司の確保に向けて、通信課程(1年)を利用した任用資格の取得を支援するため、通信課程の受講料等の補助を行う事業を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定を含む。)

【補助基準額】1人当たり 13万円(受講料及びスクーリングに係る旅費) 【補助率】1/2

#### ○児童福祉司等採用活動支援事業の拡充

- 都道府県等が実施する児童福祉司等の採用活動に対する支援について、補助対象となる実施主体を拡大し、児童相談所を設置する予定の市及び一部事務組合を追加。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 → 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定を含む。)及び一部事務組合

【補助基準額】1自治体当たり 4,182千円 【補助率】1/2

### ②一時保護を行う施設の確保

#### ○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業の拡充

- 賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加。(児童福祉施設等として、次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助対象となっているものは対象外)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1か所当たり 21,900千円 【補助率】1/2

※ このほか、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が支弁される一時保護専用施設の対象施設を拡大。

### ③専門的な対応の強化

#### ○研修実施体制の強化(虐待・思春期問題情報研修センター事業の拡充)

- 研修センターが実施する研修のオンライン化の推進
- 児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施
- 他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援)

【実施主体】事業を実施する研修センター(横浜市、明石市) 【補助率】10/10(定額)

## 児童相談所の体制強化等について ②

### ③専門的な対応の強化

#### ○医療的機能強化事業の拡充

- 医師の配置等に係る費用について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置を促進する。(令和元年の法改正により、令和4年4月1日より、各児童相談所への医師の配置が義務化される)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1自治体当たり7,842千円 → 1児童相談所当たり7,842千円 【補助率】1/2

#### ○官・民連携強化事業の拡充

- 児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援する。(官・民連携強化事業のメニューの1つとして追加)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1件当たり月額82,490円 【補助率】1/2

# SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築等

## ① SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設し、相談内容を各児童相談所に自動的に転送した上、相談を受理した児童相談所が対応する仕組みを新たに構築する。

【令和2年度第3次補正予算】6.6億円（児童相談支援事業委託費）

## ② AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施する。

【令和2年度第3次補正予算】80百万円（児童相談支援事業委託費）

## ③ 児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）の無料化

児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）について、無料化を行うための環境整備を進める。（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化）

【令和2年度第3次補正予算】45百万円（情報処理業務庁費）

## 児童相談所等におけるICT化推進事業

令和2年度第3次補正予算：4.1億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### 1. 事業内容

#### i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの環境、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

#### ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

### 2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村、市町村

### 3. 補助率

- i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）
- ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）  
国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

### 4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

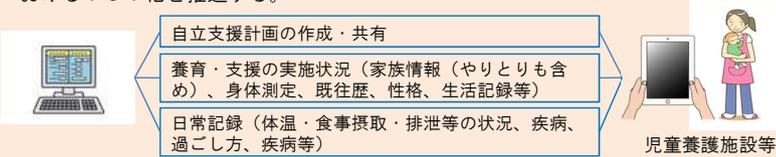
#### ① 児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



#### ② 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

# 一時保護委託に関する支援の充実

【令和3年度予算案】里親委託費・児童入所施設措置費等1,356億円の内訳

## ①一時保護専用施設の対象拡大

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「該当施設」という。）については、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、一時保護の受け皿確保を進めるため、該当施設以外の施設についても同様に事務費が支弁できる仕組みとする。

### 【対象施設】

< 現行 >

- ・児童養護施設
- ・乳児院
- ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設

< 令和3年度 >

- ・児童福祉法に規定する施設及び事業所  
（左記の4類型に加え、障害児入所施設等を追加）

## ②医療機関への一時保護委託手当の支弁

- ・一時保護委託手当は、医療機関に支弁されないこととなっているが、保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合等において、濃厚接触者である児童を保護する際、医療機関に委託することも考えられるため、当該ケースに限り、医療機関に対して一時保護委託手当の支弁を可能とする。（日額（案）：36,460円）

## ③乳児院への一時保護委託における加算の創設

- ・乳児院への入所措置の場合に設けられている「病虚弱等児童加算」（児童1人当たり月額約10万円）について、一時保護委託の際にも適用することとする。

## 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

令和2年度第3次補正予算：62億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### 目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、個室化に要する改修に必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

### 事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要な経費、個室化に要する改修に必要な経費等の支援

① マスク等購入費

感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助

② 児童養護施設等の消毒経費

施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助

④ 個室化に要する改修費等

感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助

⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

【補助基準額】 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）

(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 1自治体当たり：11,860千円



(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円



【対象施設等】 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村 【補助率】 (1)・(2) 国1/2 (3) 定額(国10/10相当)

事務連絡  
令和3年1月15日

都道府県  
各指定都市 児童福祉主管部局 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づく人材確保の推進について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童相談所の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁会議決定)に基づき、2019年度から2022年度までの期間において、計画的に人材確保を進め、児童相談所の人員体制の強化を図ることとしていたところ です。

今般、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増員について、別添のとおり、新プランの計画を1年前倒し、来年度(2021年度)までに新プランで目標として掲げている人員体制(児童福祉司:5,260人、児童心理司:2,150人)の確保を目指すこととしました。

これに伴い、必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、引き続き、自治体における採用活動等への支援に取り組むこととしていますので、各自治体において、児童相談所における人材確保を進めていただきますようお願いいたします。

(参考) 人材確保等に関する支援策

○児童福祉司任用資格取得支援事業(新規)

【補助基準額】 1人当たり:13万円(令和3年度予算案)

※通信課程(1年)を利用して任用資格の取得を行う際の受講料等の補助

【補助率】 国1/2、自治体1/2

(※) 児童福祉司の任用資格のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項第1項では、「都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者」との規定があり、当該課程として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営する中央福祉学院の通信課程(1年)があることから、積極的に活用していただきたい。

○児童福祉司等専門職採用活動支援事業

【補助基準額】 1自治体当たり：4,182千円（令和3年度予算案）

※複数の職種の採用活動を行う場合の加算：3,528千円

※補助対象の自治体に、児童相談所を設置する予定の自治体及び一部事務組合を追加（拡充（令和3年度予算案））

【補助率】 国1/2、自治体1/2

○研修実施体制の強化

・他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組（派遣研修）に係る広域的なマッチングを行う仕組みを構築（令和3年度予算案）

※虐待・思春期問題情報研修センター事業として実施予定

○地方交付税措置（令和3年度）

（標準団体（人口170万人）当たりの普通交付税措置）

区分	令和2年度	令和3年度	増員
児童福祉司	63人	70人	+7人
児童心理司	24人	29人	+5人
保健師	3人	3人	—
合計	90人	102人	+12人

○児童福祉司等の処遇改善

※令和2年度に地方交付税における特殊勤務手当の積算単価を月額2万円まで引上げ

	令和元年度	令和2年度以降
児童福祉司	12,160円	20,000円
児童心理司	—	20,000円
保健師	—	20,000円

(別添)

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

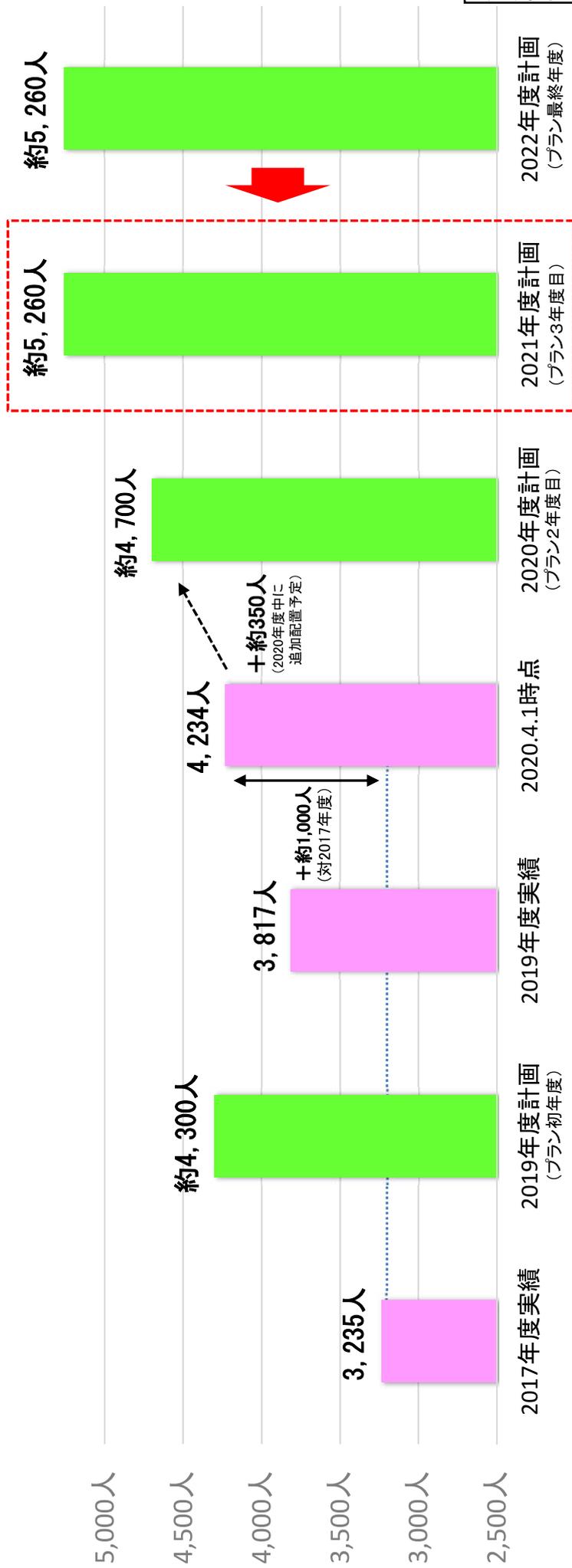
	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目)	2021年度 (新プラン3年度目)	2022年度 (新プラン目標)
<b>【児童相談所】</b>					
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 [ + 1,070 人 ]	4,700 人 [ + 1,470 人 ]	5,260 人 [ + 2,020 人 ]	5,260 人 [ + 2,020 人 ]
児童心理司	1,360 人	1,610 人 [ + 260 人 ]	1,790 人 [ + 440 人 ]	2,150 人 [ + 790 人 ]	2,150 人 [ + 790 人 ]
保健師	100 人	各児童相談所 [ + 110 人 ]	各児童相談所	各児童相談所	各児童相談所

※ 上記の計画を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

# 児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について

- 新プランにおいて、児童福祉司の人口あたり配置標準を人口4万人に1人から、3万人に1人に見直しを行うこととし、2022年度までに約5,260人の体制とすることを目標としている。
- 児童福祉司の配置状況については、2017年度の実績（3,235人）に対して、2020年4月1日時点で約1,000人増加し、4,234人となっているほか、今年度中に、約350人が追加配置される見込み（※）となっており、約4,600人の体制となる。  
 (※) 児童福祉司の任用前講習会を修了することにより、児童福祉司として配置される予定の者が319人となっているほか、令和2年7月に児童相談所を設置した荒川区で27人が配置されている。（令和3年度には、港区、中野区、奈良市が新たに児童相談所を設置予定）
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加（2018年度：159,838件 → 2019年度：193,780件）や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約5,260人の体制となることを目指す。  
 (※) 児童心理司についても、新プランの目標の1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約2,150人の体制となることを目指す。  
 (※) これらの計画を踏まえ、必要な地方財政措置を講じる予定。

## 新プランの目標を1年前倒し



## 令和3年度 児童福祉司資格認定通信課程 受講のご案内

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
中央福祉学院

## 1. 目的：

児童福祉司として必要な基礎的知識および技術について、通信教育(スクーリング 5日間を含む)の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司任用資格を取得することを目的としています。

## 2. 受講資格：

児童相談所職員または、子ども家庭福祉に携わる都道府県・政令指定都市・市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年生大学を卒業した者又は2021年3月に卒業見込みの者。

## 3. 学習内容：

本課程は、①通信学習(自宅学習)、②集合研修(スクーリング)、③修了テストにより構成されています。以下の①～③を修了した方に、修了証書を交付します。修了書 2022年3月31日です。

①通信学習 6月1日より開始(4学期制)、全16科目

②集合研修 日程：2021年10月22日(金)から10月26日(火) (5日間)

会場：中央福祉学院(ロフォス湘南)

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

③修了テスト 2022年3月に自宅受験により実施

## 4. 受講定員：200名

## 5. 受講料：75,400円(消費税等込)

※スクーリング出席に係る交通費・宿泊費・食費は別途ご負担ください。

## 6. 申込期限：

令和3年4月9日(金)までに、都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部(局)に必着

## 7. 問い合わせ先：

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 児童福祉司係

TEL：046-858-1355 FAX：046-858-1356 URL：<http://www.gakuin.gr.jp/>

※受講申込書は、各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部(局)にご提出ください。提出先は中央福祉学院ホームページにてご確認いただけます。

# 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）について

## 児童相談所虐待対応ダイヤルの経緯

- 平成21年10月1日 児童虐待の通告や子育てに関する悩み相談などに幅広く対応するための全国共通の電話番号10桁（0570-064-000）で運用開始
- 平成27年7月1日 虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、覚えやすい3桁番号（189 いち・はや・く）にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。
- 平成28年4月1日 児童相談所につながる時間が短縮するため、ガイダンスの時間を大幅に短縮（約70秒→約30秒）
- 平成30年2月1日 郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入
- 令和元年12月3日 午前8時30分から利用者からの通話を無料化、児童相談所専用ダイヤル（0570-783-189）なやみ・いち・はや・く）を開設

## 平成28年4月の改正内容

- 音声ガイダンスの短縮等を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつかなくなるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前（平成28年3月以前）と比較して向上。  
※平成27年7月～平成28年3月までの平均接続率：11.4% → 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率：19.9%

## 平成30年2月の改正内容

- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを運用開始。

## 令和元年12月の改正内容

- ① 児童相談所虐待対応ダイヤルの通話料の無料化
  - ・ これまで有料であった通話を無料化
- ② 児童相談所相談専用ダイヤルの開設
  - ・ 新たに相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。



※12月3日午前8時30分から実施



## 未成年後見人選任申立書等に関する統一書式及び参考資料の主な修正点等

最高裁判所事務総局家庭局

※ 本書面は、児童相談所からご提出いただいたご意見及びご意見を受けての修正点等を記載したものです。

該当書式	統一書式に対するご意見	ご意見を受けての修正点等
統一書式全般について	・家裁によってはPDFデータしかご用意のない場合もあるとのことで、ワード、エクセル等加工可能な形式でのフォーマット提供をお願いしたい。その際、記入（加工）しやすいフォーマットとしていただきたい。（現行様式の罫線や枠内等に記載事項を入力すると、様式崩れが起こる。）	各庁において適宜対応を検討することとしたい。
	・Word及びExcelの両方の形式で書式を配布してください（一部裁判所の配布しているWord形式を使おうとすると、文字の位置がずれる、指定されたフォントが欄ごとに異なる等、新しい様式を再度作成しなおさなければならなかったことがあるため）。	各書式の作成のしやすさを考えて、書式の形式を選択した。各書式について両方の形式で全く同じ体裁の書式を用意することは困難であるためご理解いただきたい。
	・家庭裁判所への提出書類のうち、親族（例えば児童虐待の加害者）に開示すべきでないものがある場合に、非開示の上申をする必要があるため、上申書等の書式を作成してほしい。	左記の書式は、各庁に備え付けている書式を利用していただきたい。
未成年後見人選任申立書	<b>【申立人欄】</b> ・児童相談所長の申立てにあたっては、「住所」については当該児童相談所の住所を記載することとされたい。	各庁において適宜対応を検討することとしたい。
	・児童相談所長の生年月日及び年齢は不要かと思われる（人事異動で変わるため、生年月日及び年齢で個人を特定する必要はないと考える。）。このため、児童相談所長の申立ての場合には生年月日及び年齢欄の記載を不要としていただきたい。	原案を維持した。児童相談所長の申立てにおいて生年月日等の記載を不要とするか否かは各庁における運用に委ねたい。
	<b>【未成年者欄】</b> ・本籍欄に「戸籍事項証明書記載のとおり」、住所欄に「住民票記載のとおり」又は「戸籍の附票記載のとおり」というチェックボックスをそれぞれ設けていただきたい。	申立書の記載事項という性質上、他の書面を引用することは望ましくないため、原案を維持した。
	<b>【申立ての理由欄】</b> ・申立ての動機について、障がい福祉サービスに係る契約締結や賃貸借契約締結など、独居等を前提とした各種契約の締結行為の項目を追加していただきたい。	原案を維持した。その他の項目に記載していただきたい。
	<b>【未成年後見人候補者欄】</b> ・専門職後見人の選任を申し立てる場合は、候補者の本籍地の記入は不要とされたい（参考資料案の「選任申立書の継続用紙」についても同様）。	各庁において適宜対応を検討することとしたい。
	<b>【未成年者の生活状況等について】</b> <b>【2 未成年者の生活歴を記載してください。】</b> ・「__ 人きょうだいの__ 番目」と印字されているが、未成年者の中には、養子縁組の場合を含め、父や母が違う兄弟姉妹がたくさんいるなど、「何人きょうだい」ないし「何番目」と記載すべきか判断するのが困難なケースがある。「未成年者の父母以外の親族」欄及び「親族関係図」で親族関係を確認することも可能であるため、「__ 人きょうだいの__ 番目」の欄は削除するのが適当である。 ・「出生、学歴、職歴等」欄に記載のライフコースに当てはまらない児童もいる。様式からは除き、必要な場合は、別途記載例や要領等での説明としていただきたい。	修正した。 原案を維持した。「出生、学歴、職歴等」欄に記載のライフコースに当てはまらない場合には、別紙に記載するなどの対応をお願いしたい。
申立事情説明書	<b>【4 未成年者の身上監護・財産管理の状況について】</b> ・(1)について、未成年者が施設入所している場合には続柄のみ「施設職員」とし、氏名の記入は不要とされたい。 ・(4)について、未成年者自身が行っている場合もあるため、「未成年者」の選択肢を設けてほしい。 ・(5)について、実際のケースでは遺族年金の手続がたびたびあるため、「遺族年金」の項目を追加してほしい。	各庁の運用に委ねたい。 修正した。 遺族年金は定期的な収入として収支予定表に記載していただくことを想定しており、今後取得する予定の資産として記載していただく必要はないことから、原案を維持した。
	<b>【申立ての事情について】</b> <b>【4 未成年者の父母以外の親族】</b> ・児童相談所長の申立てにあたり、未成年者が施設入所している場合には、児童と面会を行っている親族など、児童相談所が把握できる範囲での記入でよいものとされたい。	各庁の運用に委ねたい。
	<b>【5 未成年後見人候補者がいる場合には、その方が未成年後見人にふさわしい理由を記載してください。】</b> ・弁護士など専門家を希望する事情・理由は「適当な親族がおらず、要支援の状態のため」というもの以外は考えにくい、理由欄をあえて設ける必要があるか。	原案を維持した。適当な親族がないとしても、背景となる事情も把握する必要があると考えている。
	<b>【全般】</b> ・弁護士等の専門職が未成年後見人に就任する場合には不要と思われる項目も多く見受けられるところであるが、一方で、審判書に記載すべき住所や職務上の氏名の表示についての意見欄を設けていただければ、候補者だけでなく家裁にも便宜となると思われる。	専門職だけでなく親族が候補者となることも想定されることから、原案を維持した。もっとも、今後、専門職が候補者となる場合の事情説明書の書式を参考資料として別途作成することを検討する予定である。
	・弁護士等専門職が後見人候補者の場合は、法人の場合同様、収入等の個人情報の記入を不要とするか、その事項を含まない別様式を用意されたい。	今後、専門職が候補者となる場合の事情説明書の書式を別途作成することを検討している。それまでの間は各庁の運用に委ねたい。
	・専門職を未成年後見人候補者として申し立てる場合には、(2)以降の同居家族、収入、健康状態、経歴などについては記入不要とされたい。	今後、専門職が候補者となる場合の事情説明書の書式を別途作成することを検討している。それまでの間は各庁の運用に委ねたい。

該当書式	統一書式に対するご意見	ご意見を受けての修正点等
	<p>・弁護士等の専門職が未成年後見人に就任する場合には不要と思われる項目も多く見受けられる（同居者や収入、経歴等）。未成年後見人候補者が親族等であれば本書式案の様式で問題ないと考えますが、専門職等が未成年後見人候補者である場合には別様式又は必要事項を記載した自由様式でも問題ないという取扱いにしていきたい。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>・「未成年の身上監護、財産管理に関して、困難を感じた場合、相談できる機関、支援者はありますか。」「ある場合、具体的に記入ください」と記載欄を追加することを検討していただきたい。未成年後見の今までの受任経験の中で、児相とつながっていないケースも多いことから、該当欄にも記載がなかった場合には、受理面接の際や、審判書送付の際に、支援先を紹介できればよいと考えている。</p>	<p>今後、専門職が候補者となる場合の事情説明書の書式を別途作成することを検討している。それまでの間は各庁の運用に委ねたい。</p> <p>原案を維持した。支援先については、現時点において裁判所の知見が及ぶものではなく、反映させないこととした。</p> <p><b>【補足】</b> 成年後見における中核機関と異なり、未成年後見における支援機関については、ケースによって様々であり、裁判所の知見が十分に及ばないところである。むしろ、専門職の関与により支援先につなげていくことになるのではないかと。</p>
収支予定表	<p><b>【全般・その他】</b></p> <p>・家庭裁判所として、施設等に措置中の児童の場合で、本表で把握したい内容として何か想定しているものがあれば、お示しいただきたい。</p>	施設入所中においても未成年者の経済的な状況を裁判所や後見人が把握しておく必要があるものと考えている。
(参考資料) 未成年後見人選任の審判の申立てについて	<p><b>【チェックリスト】</b></p> <p>・児童相談所所長が申立人の場合に提出すべき資料は、所長の在職証明書でよいか、明示してほしい。</p>	原案を維持した。児童相談所長であることの疎明資料の提出については、各庁と調整していただきたい。
(参考資料) 親族の意見書・記載例・親族の意見書について	<p><b>【親族の意見書】</b></p> <p>・弁護士や社会福祉士が候補者になる場合、親族に意見書を作成してもらう段階で候補者の氏名まで特定できていないことがある。所属（例えば広島弁護士会）だけでも記載できるようにしてほしい。</p> <p>・親族によってはほとんど連絡がとれない者がおり、意見書作成の際に可能な限り必要な情報を収集したいため、意見書を作成した者の氏名に加えて生年月日も記載してもらった方がよい。</p>	<p>原案を維持した。各庁と調整していただきたい。</p> <p>原案を維持した。申立書類に添付する戸籍謄本等から確認できると思われるため、生年月日の記載までは不要と考えているが、参考資料であるため、各庁と変更について検討していただきたい。</p>

## 未成年後見人選任申立書等に関する統一書式等目録

### 1 統一書式

統一書式は、下記アからキまでの各書式及び下記クの記載例です。

記

- ア 未成年後見人選任申立書
- イ 申立事情説明書
- ウ 親族関係図
- エ 未成年後見人候補者事情説明書
- オ 財産目録
- カ 相続財産目録
- キ 収支予定表
- ク 上記各書式の記載例

### 2 参考書式（統一書式ではないため、各庁の運用により内容が異なります。）

参考書式は、下記アからウまでの資料です。

記

- ア 未成年後見人選任の審判の申立てについて
- イ 親族の意見書・記載例・親族の意見書について
- ウ 未成年後見人選任申立書の継続用紙

### 3 各庁における統一書式等の改変の可否及び追加資料の作成について

#### (1) 統一書式の改変の可否について

未成年後見人選任申立書における以下の点を除き、各庁において統一書式の内容を改変することは想定していません。

ア 提出先を記載する家庭裁判所欄に庁名を印字すること。

イ 添付書類欄を改変すること。

(2) 参考資料の改変の可否について

参考資料については、各庁の運用に合わせて内容を改変するなどし、ご利用していただいて差し支えありません。

(3) 追加資料の作成について

統一書式及び参考資料のほかに、各庁の実情に応じて追加の説明資料等を作成していただくことは差し支えありません。

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

- ※ 太わくの中だけ記載してください。
- ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印		未成年後見人選任申立書		
		※ 収入印紙（申立費用）800円分をここに貼ってください。 <div style="border: 1px dashed gray; width: 100%; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。		
収入印紙	円	準口頭	関連事件番号	年（家）第 号
予納郵便切手	円			
家庭裁判所 支部・出張所 御中		申立人又は同手続 代理人の記名押印		印
令和 年 月 日				
申立人	住所	〒 —		
		電話 ( )	携帯電話 ( )	
	ふりがな			
	氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 生 ( 歳)		
未成年者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 直系尊属（父母・祖父母） <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 父方親族（未成年者との関係： ） <input type="checkbox"/> 母方親族（未成年者との関係： ） <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 児童相談所長 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
手続代理人	住所 (事務所等)	〒 — ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。		
		電話 ( )	ファクシミリ ( )	
	氏名			
未成年者	本籍 (国籍)	都 道 府 県		
	住民票上の住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 —		
	実際に住んでいる場所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒 — ※ 寮や施設の場合には、所在地、名称、連絡先を記載してください。		
		寮・施設名 ( )	電話 ( )	( 方)
	ふりがな			
	氏名	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 生 ( 歳)		
在校名 又は職業	( 年生)			



### 手続費用の上申

- 手続費用については、未成年者の負担とすることを希望する。
- ※ 申立手数料，送達・送付費用の全部又は一部について，未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。</li><li>※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。</li><li><input type="checkbox"/> 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）</li><li><input type="checkbox"/> 未成年者の住民票又は戸籍附票</li><li><input type="checkbox"/> 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書） (未成年後見人候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）)</li><li><input type="checkbox"/> 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票</li><li><input type="checkbox"/> 未成年者の財産に関する資料</li><li><input type="checkbox"/> 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料</li><li><input type="checkbox"/> 未成年者の収支に関する資料</li><li><input type="checkbox"/> 親権を行う者がないことを証する資料 (親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等)</li><li><input type="checkbox"/> (利害関係人からの申立ての場合) 利害関係を証する資料</li><li><input type="checkbox"/> 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）</li></ul>
------	---

## 申立事情説明書 (未成年者氏名\_\_\_\_\_)

- ※ 申立人が記載してください。申立人が記載できないときは、未成年者の事情をよく理解している方が記載してください。
- ※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

作成者の氏名\_\_\_\_\_印\_\_\_\_\_

(作成者が申立人以外の場合は、未成年者との関係：\_\_\_\_\_)

作成者（申立人を含む。）の住所

- 申立書の申立人欄記載のとおり  
 次のとおり

〒\_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話\_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）  
(携帯・自宅・勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。  電話してもよい・ 支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

### 【未成年者の生活状況等について】

#### 1 未成年者の生活状況

(1) 未成年者と同居している方はいますか。

- いる ※ 同居している方の氏名等を記載してください。
- (氏名：\_\_\_\_\_ 年齢：\_\_\_\_歳 未成年者との続柄：\_\_\_\_\_)

- いない（未成年者は、 1人で暮らしている。  寮などで共同生活をしている。  
 施設に入所している。）

(2) 未成年者の住所（実際に住んでいる場所）の最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅： \_\_\_\_\_ 線 \_\_\_\_\_ 駅

（バス）最寄りのバス停： \_\_\_\_\_ バス（ \_\_\_\_\_ 行き） \_\_\_\_\_ 下車

2 未成年者の生活歴（出生から現在までの学歴・職歴等）を記載してください。付加しておきたい事情がある場合には、別紙★に記載してください。★A4サイズの内紙をご自分で準備してください。

年 月	出生, 学歴, 職歴等	年 月	学歴, 職歴等
・	出生	・	
・	_____ 幼稚園・保育園を卒園	・	
・	_____ 小学校を卒業	・	
・	_____ 中学校を卒業	・	
・		・	

### 3 未成年者の健康状態

(1) 現在の健康状態はどうか。

良好

治療中（傷病名： \_\_\_\_\_）

その他（ \_\_\_\_\_）

(2) これまでに、大きな病気やけがをしたことがありますか。

なし  あり（時期・傷病名： \_\_\_\_\_）

(3) これまでに、医師から、発育上や健康上の問題を指摘されたことがありますか。

なし  あり（時期・指摘された問題の内容： \_\_\_\_\_）

### 4 未成年者の身上監護・財産管理の状況

(1) 未成年者の身の回りの世話をしているのは主にどなたですか。

申立人  その他（氏名： \_\_\_\_\_ 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_）

(2) 学校、職場等での様子で気になることはありますか（出欠の状況、担任、友人、同僚との関係等）。

---

---

---

(3) 今後の進学・就職予定

- 進学予定あり  
名 称： \_\_\_\_\_  
時 期：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃に進学予定
- 就職予定あり  
名 称： \_\_\_\_\_  
時 期：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃に就職予定
- 未定

(4) 未成年者の財産を管理しているのは主にどなたですか。

- 申立人  未成年者  
 その他（氏名： \_\_\_\_\_ 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_）

(5) 今後、未成年者が取得する予定の資産はありますか。

- 生命保険金 ※ 財産目録の「3 生命保険，損害保険等」欄に記載してください。
- 死亡退職金 ※ 財産目録の「6 債権（貸付金，損害賠償金など）」欄に記載してください。
- 遺産 ※ 相続財産目録を作成してください。
- その他（ \_\_\_\_\_ ）  
※ その他の資産の金額等は，未成年者の財産目録の該当欄に記載してください。

(6) 未成年者の身の回りの世話や財産管理について，特に気を付けた方がよいことなどがあれば記載してください。

---

---

---

【申立ての事情について】

1 未成年者の親権者から遺言で指定された未成年後見人はいますか。

※ 親権者が亡くなっている場合のみ記載してください。

- いない
- いる（氏名： \_\_\_\_\_ 住所： \_\_\_\_\_ 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_）
- 不明

2 未成年者には，今回の手続をすることを知らせていますか。

※ 未成年者が申立人の場合は記載不要です。

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
⇒ 未成年後見人候補者についての未成年者の意見  賛成  反対  不明
- 申立てをすることを説明したが，理解できていない。
- 申立てをすることを説明しておらず，知らない。
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

### 3 未成年者の実父母・養父母

(1) 未成年者の実父母・養父母について氏名、状況等を記載してください。

- ※ 欄が不足する場合は、別紙★に記載してください。★A4サイズ of 用紙をご自分で準備してください。
- ※ 「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各実父母・養父母の意見について、該当する部分の□にチェックを付してください。(亡くなった方又は音信不通の方については記載する必要はありません。「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

続柄	氏名	状況	意見
実父		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____ _____ 電話番号： _____ ( ) _____	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____ _____ 電話番号： _____ ( ) _____	

未成年者に養父母が  いない  いる ※養父母の氏名等を記載してください。

続柄	氏名	状況	意見
養父		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____ _____ 電話番号： _____ ( ) _____	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____ _____ 電話番号： _____ ( ) _____	

(2) (1)で挙げた方のうち、この申立てに反対の意見を示している方や意見が不明な方がいる場合には、その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏名	理由等

#### 4 未成年者の父母以外の親族

未成年者の父母以外の親族（成年に達している方）のうち、未成年者に身近な方や関わりのある方（きょうだいや同居している方など）について、氏名、住所等を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙★に記載してください。★A4サイズの内紙をご自分で準備してください。

※ 「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各記載の親族の意見について、該当する部分の□にチェックを付してください。（「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

氏名	年齢	未成年者との関係	住所	意見
			〒  <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒  <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒  <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒  <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒  <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒  <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

5 未成年後見人候補者がいる場合には、その方が未成年後見人にふさわしい理由を記載してください。また、家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には、その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がないなど）を記載してください。

※ 家庭裁判所の判断により、候補者以外の方を未成年後見人に選任する場合があります。

---



---



---



---

6 未成年者に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（未成年者に配慮すべき事項等）があれば記載してください。

---

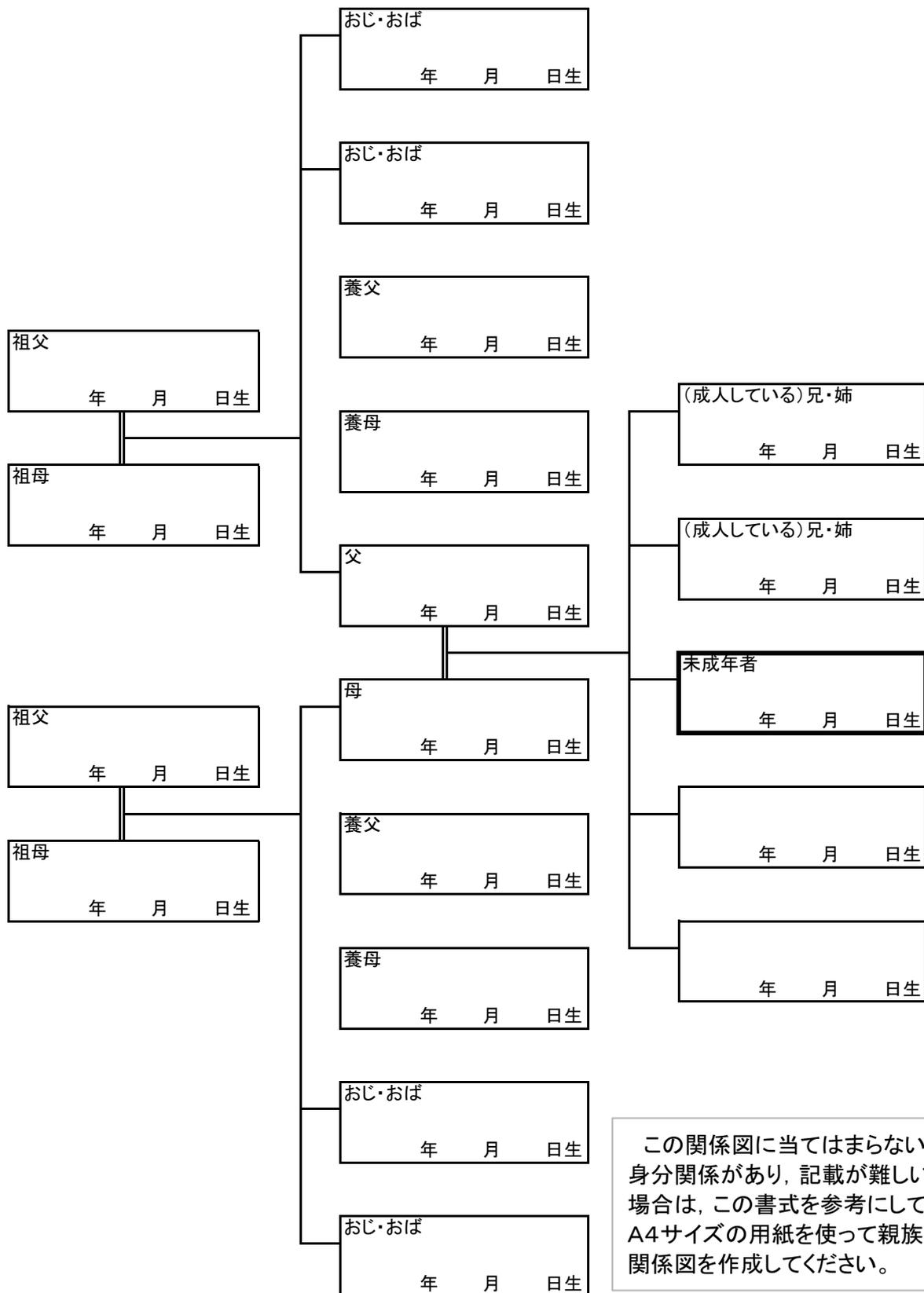
---

---

---

## 親 族 関 係 図

- ※ 申立人や未成年後見人候補者が未成年者と親族関係にある場合には、申立人や未成年後見人候補者について必ず記載してください。
- ※ 未成年者のきょうだい、父母、祖父母、おじ、おばについては、わかる範囲で記載してください。
- ※ 亡くなった方や父母の離婚は、記載例を参考に記載してください。



## 未成年後見人候補者事情説明書 (未成年者氏名：\_\_\_\_\_)

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合には提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

候補者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

候補者の住所

- 申立書の未成年後見人候補者欄記載のとおり
- 次のとおり

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）  
( 携帯・ 自宅・ 勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。  電話してもよい・ 支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

### 1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など（法人が候補者の場合には記載は不要です。）

(1) 職業

(職種： \_\_\_\_\_ 勤務先名： \_\_\_\_\_)

(2) あなたと同居している方を記載してください。

同居者なし

同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

(氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ あなたとの続柄： \_\_\_\_\_)

(3) 収入等

収入（年収）（ \_\_\_\_\_ 円）

資産

- 不動産
- 預貯金 ( \_\_\_\_\_ 円)
- 有価証券
- その他 (内容: \_\_\_\_\_)

負債 (借金)

- 住宅ローン ( \_\_\_\_\_ 円)
- 自動車ローン ( \_\_\_\_\_ 円)
- 消費者金融 ( \_\_\_\_\_ 円)
- その他 (内容: \_\_\_\_\_) (金額: \_\_\_\_\_ 円)

(4) あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には、その方の続柄と収入を記載してください。

あなたとの続柄 ( \_\_\_\_\_ ) ・収入 (年収) ( \_\_\_\_\_ 円)

(5) あなたの現在の健康状態 (差し支えない範囲で記載してください。)

- 健康体である。
- 具合が悪い。(具体的な症状: \_\_\_\_\_)
- 通院治療中である。  
(傷病名: \_\_\_\_\_ 通院の頻度: \_\_\_\_ か月に \_\_\_\_ 回程度)

(6) あなたの経歴 (最終学歴・主な職歴) について記載してください (差し支えない範囲で記載してください。)

年 月	経 歴	年 月	経 歴
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- 次の事項に該当する。
  - 成年に達していない。
  - 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人又は未成年後見人を解任されたことがある。
  - 家庭裁判所で親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を受けた親権者である。
  - 破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
  - 現在、未成年者との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
  - あなたの〔 配偶者  親  子〕が、現在、未成年者との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
- いずれにも該当しない。

3 あなたと未成年者との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，交流の頻度）

- (1) 未成年者との関係  未成年者の親族(続柄: \_\_\_\_\_)  その他(\_\_\_\_\_)
- (2) 未成年者との同居の有無  
未成年者と  同居している。(同居を開始した時期: \_\_\_\_\_年\_\_月～)  
 同居していない。  
 以前に同居したことがある。  
⇒ 時期: (\_\_\_\_\_年\_\_月頃から\_\_\_\_\_年\_\_月頃まで)
- (3) 未成年者との家計の状況  
現在，未成年者と  家計が同一である。  家計は別である。
- (4) ※ 未成年者と同居していない方のみ回答してください。  
未成年者との交流の頻度  月に(\_\_\_\_)回程度  2～3か月に1回程度  
 半年に1回程度  年に1回程度  
 ほとんど会っていない  その他(\_\_\_\_\_)

4 あなたと未成年者との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借  なし  あり(具体的な金額，内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 担保提供  なし  あり(具体的な金額，内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 保証  なし  あり(具体的な金額，内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 立替払  なし  あり(具体的な金額，内容: \_\_\_\_\_)

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，未成年者に返済を求める意思がありますか。  
 返済を求める意思はない。  返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが未成年後見人候補者となった経緯や事情を記載してください。

---

---

---

6 未成年後見人に選任された場合の後見事務の方針等

- (1) 未成年者の今後の暮らしについての予定を記載してください。  
 未成年者は，当面は現在と同様に暮らしていく予定である。  
 未成年者は，転居する予定がある。  
⇒ 時期: (令和\_\_年\_\_月頃) 転居先: (\_\_\_\_\_)
- (2) 未成年者の今後の監護養育の方針や計画について，具体的に記載してください。

---

---

---

- (3) 今後、未成年者の財産を適正に管理していくための方法や計画について、具体的に記載してください。

---

---

---

## 7 未成年後見人の選任の手続

未成年後見人の選任の手続について、次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を未成年後見人に選任する場合があること。
- あなたを未成年後見人に選任するとともに未成年後見監督人を選任する場合があること。
- 誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

## 8 未成年後見人の役割及び責任

- (1) 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、未成年後見人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
- 理解できないところがある。又は疑問点がある。  
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

- 
- 理解できていない。  
→ 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、未成年後見人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

- (2) あなたが未成年後見人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ア 親権者と同一の権利義務があることを踏まえ、未成年者の意思を尊重し、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮すること。
- イ 未成年者の財産を未成年者以外の者のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、未成年者に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
- ウ 未成年者の収支状況を把握し、適切に管理すること。
- エ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的な報告を行うなど、未成年後見事務の監督を受けること。
- オ 未成年者が成人した際には、同人に管理してきた財産を引き渡すこと。
  - 全てに同意する。
  - 同意できない。又は疑問点がある。  
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)

---

# 財 産 目 録

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 作成者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

未成年者（ \_\_\_\_\_ ）の財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 以下の1から9までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の1から8までの財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：財産目録の「1預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「財1-2」と付記してください。）
- ※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

## 1 預貯金・現金

次のとおり  当該財産はない  不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普」、定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し、その他の種別は下欄の□にチェックを付し、種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高 (円)	管理者	資料
1			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合 計								

## 2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種 類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額 (円)	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
合 計						

## 3 生命保険、損害保険等（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1							<input type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考 (現状, 持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所在	家屋番号	種類	床面積 (㎡)	備考 (現状, 持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金, 損害賠償金など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	債務者名 (請求先)	債権の内容	残額 (円)	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
合計					

7 その他（原動機付自転車, 自動二輪車など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種類	内容	評価額 (円)	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>

8 負債

次のとおり  負債はない  不明

No.	債権者名 (支払先)	負債の内容	残額 (円)	返済月額 (円)	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
合計					

9 遺産分割未了の相続財産（未成年者が相続人となっている遺産）

- 相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
- 相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
- 不明（相続財産目録は作成する必要はありません。）

# 相続財産目録

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 作成者氏名 \_\_\_\_\_ 印

未成年者（ \_\_\_\_\_ ）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。
- ※ 被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には、この目録をコピーするなどして、被相続人ごとにこの目録を作成してください。
- ※ 以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の相続財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、相続財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：相続財産目録の「1預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「相1-2」と付記してください。）
- ※ 相続財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	（ _____ ）
未成年者との続柄	（未成年者の _____ ）
被相続人が亡くなられた日	（ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 ____年 ____月 ____日）
未成年者の法定相続分	（ _____ 分の _____ ）
遺言書	（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明）

## 1 預貯金・現金

次のとおり  当該財産はない  不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普」、定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し、その他の種別は下欄の□にチェックを付し、種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
8			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
9			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
10			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合 計								

2 有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種 類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>
合 計						

3 生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備考 (現状，持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所 在	家屋番号	種 類	床面積(㎡)	備考 (現状，持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

## 6 債権（貸付金，損害賠償金など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

## 7 その他（自動車など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

## 8 負債

次のとおり  負債はない  不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

## 収 支 予 定 表

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名 \_\_\_\_\_ 印

未成年者（\_\_\_\_\_）の収支予定は以下のとおりです。

- ※ 以下の収支について記載し、資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、収支予定表との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：収支予定表の「1未成年者の定期的な収入」の「No. 2遺族厚生年金」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「収1-2」と付記してください。）
- ※ 収支の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

## 1 未成年者の定期的な収入

No.	名称・支給者等	月 額(円)	入金先口座・頻度等	資料
1	遺族基礎年金		□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
2	遺族厚生年金		□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
3	その他の年金( _____ )		□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
4	手当( _____ )		□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
5	給与等		□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
6	賃料収入		□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
7			□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
8			□財産目録預貯金No. _____ の口座に振り込み	□
収入の合計(月額) =		円	年額(月額×12か月) =	円

## 2 未成年者の定期的な支出

No.	品 目	月 額(円)	引落口座・頻度・支払方法等	資料
1	食費・日用品			□
2	通信費		□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
3	生活費		□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
4			□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
5			□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
6	校納金(授業料等)		□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
7	課外活動費(部費等)		□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
8	学費・教育費		□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
9			□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□
10			□財産目録預貯金No. _____ の口座から自動引き落とし	□

11	交通費	通学定期代			<input type="checkbox"/>
12		通勤定期代			<input type="checkbox"/>
13				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
14				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
15	療養費	入院費・医療費・薬代		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
16				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
17				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
18				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
19	住居費	家賃		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
20		地代		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
21				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
22				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
23	税金	固定資産税		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
24				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
25				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
26				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
27				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
28	保険料	国民健康保険料		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
29		生命(損害)保険料		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
30				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
31				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
32	その他	こづかい			<input type="checkbox"/>
33				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
34				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
35				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
36				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
支出の合計(月額) =			円	年額(月額×12か月) =	円

月額 (収入の合計) - (支出の合計) = +・-	円
年額 (収入の合計) - (支出の合計) = +・-	円

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

- ※ 太わくの中だけ記載してください。
- ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印		<b>未成年後見人選任申立書</b>			
		※ 収入印紙（申立費用）800円分をここに貼ってください。			
申立書を提出する裁判所		【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。			
収入印紙 円		準口頭		関連事件番号 年(家)第 号	
予納郵便切手 円					
○○ 家庭裁判所 ○○ 支部 出張所 御中 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		申立人又は同手続 代理人の記名押印		<b>丁 川 竹 子</b> (印)	
申立人	住所	〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号			
	ふりがな	てい かわ たけ こ		平日（午前9時～午後5時）に連絡が取れる電話及び携帯電話の番号を正確に記載してください。	
	氏名	<b>丁 川 竹 子</b>		<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 ( ○ 歳)	
	未成年者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 直系尊属（父母、 <b>祖父母</b> ） <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 父方親族（未成年者との関係： ） <input type="checkbox"/> 母方親族（未成年者との関係： ） <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人 <input type="checkbox"/> 児童相談所長 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
手続代理人	住所（事務所等）	〒 - ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。			
	氏名	電話 ( ) ファクシミリ ( )			
未成年者	本籍（国籍）	○○ 都 道 ○○ 市○○町○丁目○番地			
	住民票上の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 -			
	実際に住んでいる場所	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒 - ※寮や施設の場合には、所在地、名称、連絡先を記載してください。			
	ふりがな	へいやま はづき		<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 ( ○ 歳)	
	氏名	<b>丙 山 葉 月</b>			
在校名又は職業	○○高校 ( 2 年生)				

未成年後見人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

未成年後見人の選任を求める。

申立ての理由

※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。

申立ての原因	申立ての動機(複数選択可)
<input checked="" type="checkbox"/> 1 親権者の死亡 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> 2 親権者の親権の喪失 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 辞任 <input type="checkbox"/> 3 親権者の管理権の喪失 <input type="checkbox"/> 辞任 <input type="checkbox"/> 4 未成年後見人の死亡 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> 5 父母の不明 <input type="checkbox"/> 辞任 <input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 欠格 <input type="checkbox"/> 6 その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の監護教育 <input type="checkbox"/> 入学 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 就籍 <input type="checkbox"/> 養子縁組・養子離縁 <input type="checkbox"/> 訴訟 <input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> 相続放棄 <input type="checkbox"/> 亡親権者の債務の返済 <input checked="" type="checkbox"/> 扶養料・退職金・保険金等の請求 <input type="checkbox"/> その他の財産の管理処分( ) <input type="checkbox"/> その他( )
申立ての原因が生じた年月日 平成 <u>令和</u> 〇年 〇月 〇日	

※ 上記申立ての原因及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★に記載してください。★A4サイズの内紙をご自分で準備してください。

**未成年者の父母が離婚し、実母が未成年者の親権者として未成年者を養育してきた。**

**しかし、令和〇年〇月〇日に実母が後見人を指定することなく死亡したので、この申立てを行った。未成年後見人として、申立人を選任していただきたい。**

**なお、実母の遺産について、未成年者の姉(成人)との間で遺産分割協議を行う予定で**

**ある。また、未成年者は実母の死亡保険金を受け取る予定である。**

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

未成年後見人候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人が候補者の場合には、本籍欄のみ記載 <input type="checkbox"/> 申立人以外の〔 <input type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙★に記載の者 〕★A4サイズの内紙をご自分で準備してください。	
	本籍(国籍)	〇〇都道府県 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
	住所	〒 _____
	ふりがな	電話 ( ) 携帯電話 ( )
	氏名	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 月 日 生 ( 歳)
未成年者との関係	<input type="checkbox"/> 親族： <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母・祖父母) <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 父方親族(未成年者との関係： ) <input type="checkbox"/> 母方親族(未成年者との関係： ) <input type="checkbox"/> 親族外：(関係： )	

### 手続費用の上申

- 手続費用については、未成年者の負担とすることを希望する。
- ※ 申立手数料，送達・送付費用の全部又は一部について，未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。</li><li>※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の住民票又は戸籍附票</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書） (未成年後見人候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）)</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の財産に関する資料</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の収支に関する資料</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 親権を行う者がいないことを証する資料 (親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等)</li><li><input type="checkbox"/> (利害関係人からの申立ての場合) 利害関係を証する資料</li><li><input type="checkbox"/> 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）</li></ul>
------	--

# 申立事情説明書

(未成年者氏名 丙山 葉月)

※ 申立人が記載してください。申立人が記載できないときは、未成年者の事情をよく理解している方が記載してください。

※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

作成者の氏名 丁川 竹子 (印)

(作成者が申立人以外の場合は、未成年者との関係： \_\_\_\_\_)

作成者（申立人を含む。）の住所

申立書の申立人欄記載のとおり

次のとおり

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 000 ( 0000 ) 0000  
(携帯・自宅・勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。  電話してもよい・ 支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

## 特になし

### 【未成年者の生活状況等について】

#### 1 未成年者の生活状況

(1) 未成年者と同居している方はいますか。

いる ※ 同居している方の氏名等を記載してください。

(氏名： 丁川 松男 年齢： ○ 歳 未成年者との続柄： 祖父 )

(氏名： 丁川 竹子 年齢： ○ 歳 未成年者との続柄： 祖母 )

(氏名： 丙山 文月 年齢： ○ 歳 未成年者との続柄： 姉 )

(氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ 歳 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_)

(氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ 歳 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_)

- いない（未成年者は、 1人で暮らしている。  寮などで共同生活をしている。  
 施設に入所している。）



(3) 今後の進学・就職予定

- 進学予定あり  
名 称： \_\_\_\_\_  
時 期：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃に進学予定
- 就職予定あり  
名 称： \_\_\_\_\_  
時 期：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃に就職予定
- 未定

(4) 未成年者の財産を管理しているのは主にどなたですか。

- 申立人  未成年者  
 その他（氏名： \_\_\_\_\_ 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_）

(5) 今後、未成年者が取得する予定の資産はありますか。

- 生命保険金 ※ 財産目録の「3 生命保険，損害保険等」欄に記載してください。
- 死亡退職金 ※ 財産目録の「6 債権（貸付金，損害賠償金など）」欄に記載してください。
- 遺産 ※ 相続財産目録を作成してください。
- その他（ \_\_\_\_\_ ）  
※ その他の資産の金額等は，未成年者の財産目録の該当欄に記載してください。

(6) 未成年者の身の回りの世話や財産管理について，特に気を付けた方がよいことなどがあれば記載してください。

**私が今後も未成年者の身の回りの世話を続けていきたいと考えている。未成年者の生活費や学費は遺族年金で工面し，母親が未成年者のために残した預金は未成年者の大学進学などの費用に充てることとしたい。**

【申立ての事情について】

1 未成年者の親権者から遺言で指定された未成年後見人はいますか。

※ 親権者が亡くなっている場合のみ記載してください。

- いない  
 いる（氏名： \_\_\_\_\_ 住所： \_\_\_\_\_ 未成年者との続柄： \_\_\_\_\_）  
 不明

2 未成年者には，今回の手続をすることを知らせていますか。

※ 未成年者が申立人の場合は記載不要です。

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
⇒ 未成年後見人候補者についての未成年者の意見  賛成  反対  不明
- 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）

### 3 未成年者の実父母・養父母

(1) 未成年者の実父母・養父母について氏名、状況等を記載してください。

- ※ 欄が不足する場合は、別紙★に記載してください。★A4サイズ用紙をご自分で準備してください。
- ※ 「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各実父母・養父母の意見について、該当する部分の□にチェックを付してください。(亡くなった方又は音信不通の方については記載する必要はありません。「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

続柄	氏名	状況	意見
実父	丙山 太陽	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 <u>000</u> - <u>0000</u>  <u>〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号</u> 電話番号： <u>000 (0000) 0000</u>	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input checked="" type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
実母	丙山 初月	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____  _____ 電話番号： _____ ( ) _____	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

未成年者に養父母が  いない  いる ※養父母の氏名等を記載してください。

続柄	氏名	状況	意見
養父		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____  _____ 電話番号： _____ ( ) _____	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
養母		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通 <input type="checkbox"/> 連絡先は以下のとおり 〒 _____ - _____  _____ 電話番号： _____ ( ) _____	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

(2) (1)で挙げた方のうち、この申立てに反対の意見を示している方や意見が不明な方がいる場合には、その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏名	理由等

#### 4 未成年者の父母以外の親族

未成年者の父母以外の親族（成年に達している方）のうち、未成年者に身近な方や関わりのある方（きょうだいや同居している方など）について、氏名、住所等を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙★に記載してください。★A4サイズ of 用紙をご自分で準備してください。

※ 「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各記載の親族の意見について、該当する部分の□にチェックを付してください。（「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

氏名	年齢	未成年者との関係	住所	意見
丁川 松男	〇歳	祖父	〒 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
丙山 文月	〇歳	姉	〒 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input checked="" type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明
			〒 <input type="checkbox"/> 未成年者と同居	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> 一任 <input type="checkbox"/> 不明

5 未成年後見人候補者がいる場合には、その方が未成年後見人にふさわしい理由を記載してください。また、家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には、その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がないなど）を記載してください。

※ 家庭裁判所の判断により、候補者以外の方を未成年後見人に選任する場合があります。

**私は、未成年者の母親が亡くなってから、未成年者と同居し、日頃の世話をしている。**

**また、私と未成年者の関係は良好であることから、私が未成年者の未成年後見人にふさわしいと考えている。**

- 6 未成年者に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（未成年者に配慮すべき事項等）があれば記載してください。

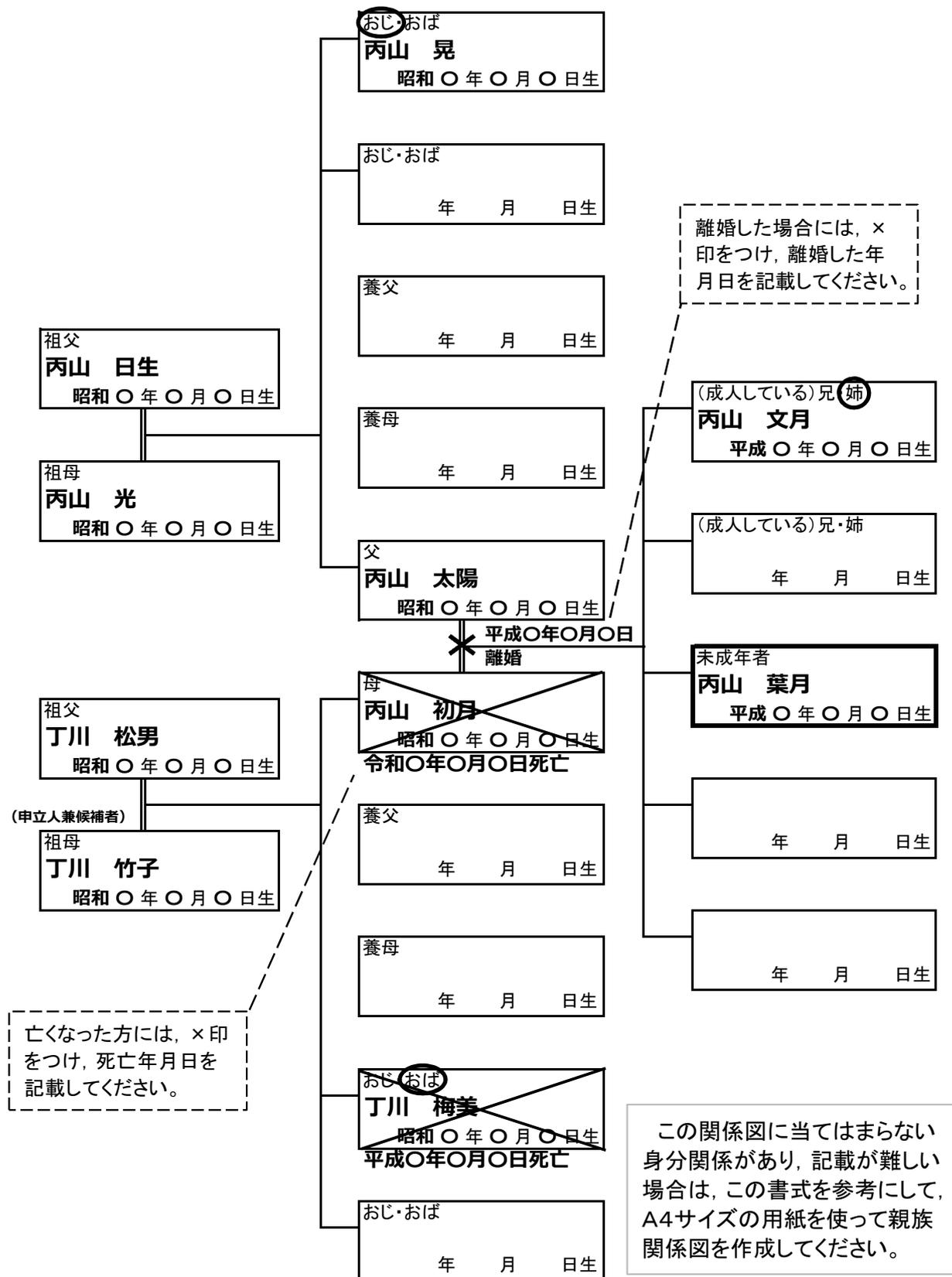
未成年者は、普段は明るく振る舞っているが、両親が離婚したことや母親が亡くなったことについて気持ちの整理ができていない状態であり、両親の話をするとう感情が不安定になることがあるので留意していただきたい。

---

---

# 親 族 関 係 図

- ※ 申立人や未成年後見人候補者が未成年者と親族関係にある場合には、申立人や未成年後見人候補者について必ず記載してください。
- ※ 未成年者のきょうだい、父母、祖父母、おじ、おばについては、わかる範囲で記載してください。
- ※ 亡くなった方や父母の離婚は、記載例を参考に記載してください。



未成年後見人候補者事情説明書  
(未成年者氏名： 丙山 葉月 )

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合には提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

候補者の氏名 丁 川 竹 子 (印)

候補者の住所

- 申立書の未成年後見人候補者欄記載のとおり
- 次のとおり

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 000 ( 0000 ) 0000  
( 携帯・ 自宅・ 勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。  電話してもよい・ 支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など（法人が候補者の場合には記載は不要です。）

(1) 職業

(職種： 無職 勤務先名： \_\_\_\_\_)

(2) あなたと同居している方を記載してください。

同居者なし

同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

(氏名： 丁川 松男 年齢： ○ あなたとの続柄： 夫 )

(氏名： 丙山 文月 年齢： ○ あなたとの続柄： 孫 )

(氏名： 丙山 葉月 年齢： ○ あなたとの続柄： 孫 )

(氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ あなたとの続柄： \_\_\_\_\_ )

(3) 収入等

収入（年収）( 000万 円)

年金も収入として  
記載してください。



3 あなたと未成年者との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，交流の頻度）

- (1) 未成年者との関係  未成年者の親族(続柄：祖母)  その他(\_\_\_\_\_)
- (2) 未成年者との同居の有無  
未成年者と  同居している。(同居を開始した時期：令和〇年〇月～)  
 同居していない。  
 以前に同居したことがある。  
⇒ 時期：(\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃まで)
- (3) 未成年者との家計の状況  
現在，未成年者と  家計が同一である。  家計は別である。
- (4) ※ 未成年者と同居していない方のみ回答してください。  
未成年者との交流の頻度  月に(\_\_\_\_)回程度  2～3か月に1回程度  
 半年に1回程度  年に1回程度  
 ほとんど会っていない  その他(\_\_\_\_\_)

4 あなたと未成年者との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借  なし  あり(具体的な金額，内容：\_\_\_\_\_)
- ・ 担保提供  なし  あり(具体的な金額，内容：\_\_\_\_\_)
- ・ 保証  なし  あり(具体的な金額，内容：\_\_\_\_\_)
- ・ 立替払  なし  あり(具体的な金額，内容：\_\_\_\_\_)

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，未成年者に返済を求める意思がありますか。  
 返済を求める意思はない。  返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・納納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが未成年後見人候補者となった経緯や事情を記載してください。

私は，未成年者の母親が亡くなってから，未成年者と同居し，日頃の世話をしている。

また，私と未成年者の関係は良好であることから，私が未成年者の未成年後見人にふさわしいと考えている。

6 未成年後見人に選任された場合の後見事務の方針等

- (1) 未成年者の今後の暮らしについての予定を記載してください。  
 未成年者は，当面は現在と同様に暮らしていく予定である。  
 未成年者は，転居する予定がある。  
⇒ 時期：(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃) 転居先：(\_\_\_\_\_)
- (2) 未成年者の今後の監護養育の方針や計画について，具体的に記載してください。

当面は，転居などの予定はなく，今までどおり生活していきたいと考えている。

未成年者は大学への進学を希望しているため，未成年者が相続する予定の財産や保険金から大学進学などの費用を捻出したいと考えている。

- (3) 今後、未成年者の財産を適正に管理していくための方法や計画について、具体的に記載してください。

**未成年者の財産のうち、遺族年金以外のものは使わずに貯めておき、大学への進学等に利用したいと考えている。日頃の生活費や学費等は遺族年金や私と夫の年金から支出し、未成年者のアルバイト収入は未成年者に管理させたいと考えている。**

## 7 未成年後見人の選任の手続

未成年後見人の選任の手続について、次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を未成年後見人に選任する場合があること。
- あなたを未成年後見人に選任するとともに未成年後見監督人を選任する場合があること。
- 誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

## 8 未成年後見人の役割及び責任

- (1) 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、未成年後見人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
- 理解できないところがある。又は疑問点がある。  
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

- 
- 理解できていない。  
→ 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、未成年後見人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

- (2) あなたが未成年後見人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ア 親権者と同一の権利義務があることを踏まえ、未成年者の意思を尊重し、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮すること。
- イ 未成年者の財産を未成年者以外の者のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、未成年者に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
- ウ 未成年者の収支状況を把握し、適切に管理すること。
- エ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的な報告を行うなど、未成年後見事務の監督を受けること。
- オ 未成年者が成人した際には、同人に管理してきた財産を引き渡すこと。
  - 全てに同意する。
  - 同意できない。又は疑問点がある。  
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)

# 財 産 目 録

令和   〇   年   〇   月   〇   日 作成者氏名   丁川 竹子   (印)

未成年者（   丙山 葉月   ）の財産の内容は以下のとおりです。

※ 以下の1から9までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。

※ 以下の1から8までの財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：財産目録の「1預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「財1-2」と付記してください。）

※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

## 1 預貯金・現金

次のとおり  当該財産はない  不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普」、定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し、その他の種別は下欄の□にチェックを付し、種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高 (円)	管理者	資料
1	〇〇銀行	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>	1234567	令和〇年〇月〇日	50,000	未成年者	<input checked="" type="checkbox"/>
2	〇〇銀行	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>	2345678	令和〇年〇月〇日	3,000,000	申立人	<input checked="" type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>
現金（預貯金以外で所持している金銭）						5,000	未成年者	
合 計						3,055,000		

## 2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種 類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額 (円)	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
合 計						

## 3 生命保険、損害保険等（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1	〇〇生命保険 株式会社	生命保険	12-3456	5,000,000	丙山初月	未成年者	<input checked="" type="checkbox"/>
2							<input type="checkbox"/>
3							<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考 (現状, 持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所在	家屋番号	種類	床面積 (㎡)	備考 (現状, 持分等)	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金, 損害賠償金など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	債務者名 (請求先)	債権の内容	残額 (円)	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
合計					

7 その他（原動機付自転車, 自動二輪車など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種類	内容	評価額 (円)	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>

8 負債

次のとおり  負債はない  不明

No.	債権者名 (支払先)	負債の内容	残額 (円)	返済月額 (円)	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
合計					

9 遺産分割未了の相続財産（未成年者が相続人となっている遺産）

- 相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
- 相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
- 不明（相続財産目録は作成する必要はありません。）

# 相続財産目録

令和 〇 年 〇 月 〇 日 作成者氏名 丁川 竹子 印

未成年者（丙山 葉月）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。
- ※ 被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には、この目録をコピーするなどして、被相続人ごとにこの目録を作成してください。
- ※ 以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の相続財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、相続財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：相続財産目録の「1預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「相1-2」と付記してください。）
- ※ 相続財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	（ <u>丙山 初月</u> ）
未成年者との続柄	（未成年者の <u>母</u> ）
被相続人が亡くなられた日	（ <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 <u>〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日）
未成年者の法定相続分	（ <u>2</u> 分の <u>1</u> ）
遺言書	（ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明）

## 1 預貯金・現金

次のとおり  当該財産はない  不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普」、定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し、その他の種別は下欄の□にチェックを付し、種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1	<b>〇〇銀行</b>	<b>〇〇</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定	<b>4567891</b>	令和〇年〇月〇日	<b>500,000</b>	<b>申立人</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	<b>〇〇銀行</b>	<b>〇〇</b>	<input type="checkbox"/> 普 <input checked="" type="checkbox"/> 定	<b>5678912</b>	令和〇年〇月〇日	<b>3,000,000</b>	<b>申立人</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
8			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
9			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
10			<input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 定					<input type="checkbox"/>
現金（預貯金以外で所持している金銭）						<b>0</b>		
合 計						<b>3,500,000</b>		

2 有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種 類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						<input type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>
合 計						

3 生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	資料
1	〇〇生命保険 株式会社	生命保険	23-4567	5,000,000	丁川梅美	<input checked="" type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

4 不動産（土地）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備考 (現状，持分等)	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇番〇	宅地	123.45	自宅	<input checked="" type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

5 不動産（建物）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	所 在	家屋番号	種 類	床面積(㎡)	備考 (現状，持分等)	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	〇番〇の〇	居宅	1階 80.50 2階 55.50	自宅	<input checked="" type="checkbox"/>
2						<input type="checkbox"/>
3						<input type="checkbox"/>
4						<input type="checkbox"/>
5						<input type="checkbox"/>

6 債権（貸付金，損害賠償金など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

7 その他（自動車など）

次のとおり  当該財産はない  不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>

8 負債

次のとおり  負債はない  不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
合 計					

## 収 支 予 定 表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

作成者氏名 丁川 竹子

印

未成年者（丙山 葉月）の収支予定は以下のとおりです。

- ※ 以下の収支について記載し、資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、収支予定表との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：収支予定表の「1 未成年者の定期的な収入」の「No. 2 遺族厚生年金」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「収1-2」と付記してください。）
- ※ 収支の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

## 1 未成年者の定期的な収入

No.	名称・支給者等	月 額(円)	入金先口座・頻度等	資料
1	遺族基礎年金	65,000	2か月に1回 ☑財産目録預貯金No. 2 の口座に振り込み	☑
2	遺族厚生年金	30,000	2か月に1回 ☑財産目録預貯金No. 2 の口座に振り込み	☑
3	その他の年金( )		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
4	手当( )		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
5	給与等	30,000	毎月末日に未成年者がアルバイト代を受領している。 □財産目録預貯金No. の口座に振り込み	☑
6	賃料収入		2か月ごと、四半期ごと、1年に1回の収入などは月額に按分した金額を記載してください（割り切れない場合には、小数第一位を切り上げて記載してください。）。 なお、支出の記載においても同様です。	□
7				□
8				□財産目録預貯金No. の口座に振り込み
収入の合計(月額) =		125,000 円	年額(月額×12か月) =	1,500,000 円

## 2 未成年者の定期的な支出

No.	品 目	月 額(円)	引落口座・頻度・支払方法等	資料
1	食費・日用品		申立人が負担している。	□
2	通信費	8,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
3	生活費		No. の口座から自動引き落とし	□
4				□
5				□
6	校納金(授業料等)	35,000	☑財産目録預貯金No. 2 の口座から自動引き落とし	☑
7	課外活動費(部費等)		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
8	学費・教育費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
9				□
10				□

11	交通費	通学定期代	6,000		<input type="checkbox"/>
12		通勤定期代			<input type="checkbox"/>
13				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
14				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
15	療養費	入院費・医療費・薬代		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
16				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
17				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
18				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
19	住居費	家賃		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
20		地代		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
21				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
22				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
23	税金	固定資産税		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
24				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
25				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
26				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
27				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
28	保険料	国民健康保険料		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
29		生命(損害)保険料		<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
30				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
31				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
32	その他	こづかい	30,000	定期的な収入欄記載の給与等(アルバイト代)のことである。	<input checked="" type="checkbox"/>
33				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
34				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
35				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
36				<input type="checkbox"/> 財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	<input type="checkbox"/>
支出の合計(月額) =			79,000 円	年額(月額×12か月) =	948,000 円

月額 (収入の合計) - (支出の合計) =	+	46,000 円
年額 (収入の合計) - (支出の合計) =	+	552,000 円

## 未成年後見人選任の審判の申立てについて

### 1 概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族等の申立てにより、未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は、未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間、原則として、親権者と同一の権利義務が認められており、未成年者の監護・教育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。

### 2 申立てをすることができる方

- ・ 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- ・ 未成年者の親族
- ・ 利害関係人（児童相談所長や里親等）

### 3 申立先

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所

### 4 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用の全部又は一部について、未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

#### (1) 申立手数料

未成年者1人につき収入印紙800円分

#### (2) 連絡用の郵便切手（申立てをする家庭裁判所に確認してください。なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。）

### 5 申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

※ 未成年者が複数の場合には、次のとおり書類を準備してください。

- ・ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット作成してください。
- ・ 未成年者全員を記載した親族関係図を作成の上、各申立書に写しを添付してください。
- ・ 未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

## 6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>などが、直接、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

## 7 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

---

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

(別紙)

## 申立書類等チェックリスト

※ 未成年者 1 人につき、申立書類等を 1 セット提出してください。

### 1 申立書類

- 未成年後見人選任申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 財産目録
- 相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A 4 サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に 3 センチメートル程度の余白を設けてください。

### 2 添付書類

※ 未成年者が複数の場合には、未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は 1 人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から 3 か月以内のもの）
- 未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から 3 か月以内のもの）
- 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から 3 か月以内のもの）  
（未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から 3 か月以内のもの）
- 未成年者の財産に関する資料
  - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
  - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
  - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

- 未成年者の収支に関する資料
  - ・収入に関する資料の写し：年金決定通知書，給与明細書，奨学金受領書，家賃，地代等の領収書など
  - ・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書，納税証明書，国民健康保険料の決定通知書など
- 親権を行う者がいないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- 申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
  - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
  - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
  - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
  - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書，出納帳など
- 親族の意見書

## 親 族 の 意 見 書

1 私は、未成年者（氏名：\_\_\_\_\_）の（続柄：\_\_\_\_\_）です。

2 未成年者の未成年後見人の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：\_\_\_\_\_）が選任されることについて

（候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

賛成である。

家庭裁判所の判断に委ねる。

反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。 ※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズ of 用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

---

---

---

---

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

（〒\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）

（携帯 自宅 勤務先）

## 親族の意見書の記載例

未成年後見人選任の手続では、未成年者の親族の方の御意見も参考にして、未成年者の未成年後見人として誰が適任なのかを判断します。

【例】 未成年者の親族である丁川松男さん（続柄：未成年者の祖父）が、未成年者丙山葉月さんの未成年後見人として、候補者である丁川竹子さんがふさわしいとお考えになった場合は、以下のような記載になります。

### 親 族 の 意 見 書

- 1 私は、未成年者（氏名：丙山 葉月）の（続柄：祖父）です。
- 2 未成年者の未成年後見人の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：丁川 竹子）が選任されることについて  
（候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。又は意見がある。  
理由は次のとおりである。 ※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズ用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

---



---



---



---

令和 〇 年 〇 月 〇 日

（〒〇〇〇-〇〇〇〇）

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 丁川 松男 (印)

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(携帯 自宅 勤務先)

## 親族の意見書について

- 1 未成年後見人の選任の手続では、未成年者の親族の方の意見も参考にして、未成年者の未成年後見人として誰が適任なのかを判断します。
- 2 申立時に意見書を提出していただく範囲は、未成年者と同居している親族（成年に達している方）、未成年者の父母（親権の有無を問いません。養父母を含みます。）、未成年者の兄弟姉妹（成年に達している方）などです。
- 3 必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記2記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください（親族の方に意見書を作成してもらうことが難しい場合には不要です。）。
- 4 申立人及び未成年後見人候補者の方は、意見書の提出は不要です。
- 5 意見書を提出されなかった親族やその他の親族の方については、家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。
- 6 家庭裁判所の判断によっては、未成年後見人候補者以外の方が未成年後見人に選任される場合があります。

## 未成年後見人選任申立書の継続用紙

きょうだいなど複数の未成年者について同時に申立てをする場合、未成年後見人選任申立書に記載した未成年者以外の未成年者について、この継続用紙を1人につき1通使用して、未成年者及び未成年後見人候補者の氏名、住所等を記載してください。

申立手数料は、未成年者1人につき800円分の収入印紙が必要ですので、この継続用紙に記載した未成年者の申立手数料である収入印紙800円分は、未成年後見人選任申立書の収入印紙欄に貼ってください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

未 成 年 者	本籍 (国籍)	□未成年後見人選任申立書1頁目記載の未成年者と同じ 都道 府県	
	住民票上の住所	□未成年後見人選任申立書1頁目記載の未成年者と同じ □申立人と同じ 〒 — 電話 ( )	
	実際に住んでいる場所	□未成年後見人選任申立書1頁目記載の未成年者と同じ □住民票上の住所と同じ 〒 — ※ 寮や施設の場合には、所在地、名称、連絡先を記載してください。 寮・施設名 ( ) 電話 ( ) 方)	
	ふりがな	□平成 □令和	
	氏名	年 月 日生 ( 歳)	
在校名 又は職業	( 年生)		

未 成 年 後 見 人 候 補 者	□ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 □ 未成年後見人選任申立書2頁目記載の未成年後見人候補者と同じ □ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合には、 <u>本籍欄のみ記載</u> □ 申立人以外の〔 □ 以下に記載の者 □ 別紙★に記載の者 〕★A4サイズ用紙をご自分で準備してください。		
	本籍 (国籍)	都道 府県	
	住所	〒 — 電話 ( ) 携帯電話 ( )	
	ふりがな	□昭和 □平成	
	氏名	年 月 日生 ( 歳)	
未成年者との関係	□ 親族：□ 直系尊属（父母・祖父母） □ 兄弟姉妹 □ 父方親族（未成年者との関係： ） □ 母方親族（未成年者との関係： ） □ 親族外：（関係： ）		

## 1. アドバイザー派遣に関する取組の拡充

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点に関するアドバイザーの派遣事業については、令和2年度予算において、予算化を行い、西日本こども研修センターあかしの事業として実施。
- ・現在、アドバイザー派遣は、自治体からの依頼に基づき実施しているが、令和3年度からは、依頼の有無に関わらず、ブロック別の自治体向け説明会を実施する予定。

## 2. 設置促進に向けたその他の取組

### 【人口5万人未満の市町村における人員配置基準】

- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用を推進している中、限られた専門人材を有効活用することが必要。
- ・小規模自治体で子ども家庭総合支援拠点の設置を進めるためには、限られた人材を有効に活用する必要があることから、人口5万人未満の市町村においては、国庫補助要件を緩和し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限る、常勤職員を含む常時2名体制ではなく、勤務形態問わず、常時1名体制となることを認める。

(※) 現行：常時2名以上（常勤職員1名＋職員1名以上） → 改正後：常時1名以上

### 【上乘せ配置を原則とする基準の改正】

- ・国庫補助を行う際、児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村の場合、基礎となる配置人員に加え、相談対応件数40件当たり1名を上乘せして配置することが必要。この基準を満たさない場合、支援拠点に対する補助金が一切受けられない。
- ・基礎となる配置人員は確保できる見通しがあるが、上乘せ配置人員の必要数は、毎年、変動する可能性があるものであり、その変動に応じて職員の採用等を行うことができず、財政支援が受けられない状況になっているとの指摘がある。  
このため、上乘せ配置の有無に関わらず、基礎となる配置人員が基準を満たした場合、補助金の交付対象とすることとする。

## 3. その他

- ・上記のほか、子ども家庭総合支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、利用調整を行う事業について、対象事業の例示に、産後ケア事業を加える。

# 支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができると期待される体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

## 補助基準額

1か所当たり：9,723千円

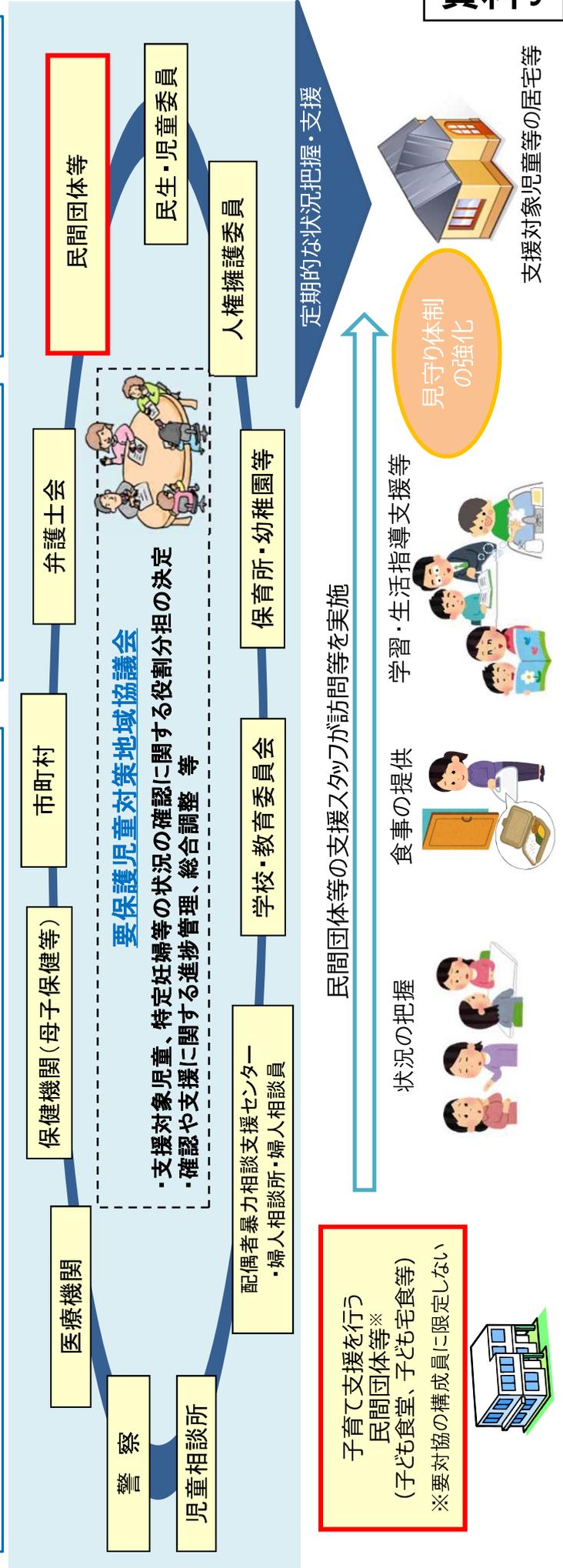
※民間団体等の支援スタッフの人員費、訪問経費など事業実施に係る経費

## 補助率

国：10/10（定額）

## 実施主体

市町村（特別区含む）



## 子どもの虹情報研修センター

## 2021年度虐待対応研修一覧（実施月別）

	研修名	受講対象	日程	定員
4月	【オンライン】講師等養成研修	研修企画担当や研修講師となる県職員・市区町村職員・児童福祉施設職員等	【ライブ配信】 4月22日（木）	50名
5月	【オンライン】児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司（スーパーバイザー含む）	【ライブ配信】 5月13日（木）	100名 各50名
	【オンライン】施設心理職員合同研修	児童養護施設、児童心理治療施設で児童福祉施設心理職経験通算5年を満たした心理職／児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児家セン、自立援助ホームで児童福祉施設心理職経験通算2年を満たした心理職	【ライブ配信】 5月13日（木）	
	児童相談所長研修 A<前期> ㊤	新任児童相談所長 (児童福祉法第12条の3に受講が義務づけられています)	5月25日（火） ～27日（木）	50名
6月	児童相談所長研修 B<前期> ㊤	新任児童相談所長 (児童福祉法第12条の3に受講が義務づけられています)	6月8日（火） ～10日（木）	50名
	【オンライン】児童虐待対応保健職員指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わる指導的立場にある保健師、助産師、看護師で、児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者（保健所や児童相談所に勤務する者を含む）	【ライブ配信】 6月24日（木）	100名
7月	【オンライン】児童心理治療施設指導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	【ライブ配信】 7月8日（木）	50名
	【オンライン】乳児院指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある主任保育士や家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者	【ライブ配信】 7月21日（水）	50名
8月	【オンライン】教育・福祉虐待対応職員合同研修	学校や教育委員会で児童虐待関連業務に携わる者（経験年数の枠なし）、市区町村職員で児童虐待関連業務経験通算3年を満たした者、児童相談所職員で児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者（各機関1名）	【ライブ配信】 8月5日（木）	200名 午後の部 :50名
	【オンライン】母子生活支援施設指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	【ライブ配信】 8月26日（木）	50名
9月	【オンライン】児童養護施設指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満たした者（各施設1名）	【ライブ配信】 9月9日（木）	50名
	児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修<前期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの福祉司スーパーバイザー対象の研修の受講歴がある者	9月16日（木） ～17日（金）	10名
	児童相談所長研修<後期> A ㊤	新任児童相談所長 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	9月28日（火） ～30日（木）	50名
10月	児童相談所長研修<後期> B ㊤	新任児童相談所長 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	10月12日（火） ～14日（木）	50名
	児童福祉司スーパーバイザー義務研修 A<前期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	10月26日（火） ～28日（木）	50名
11月	【オンライン】児童相談所職員合同研修	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、保健師で、児童相談所経験通算3年を満たした者	【ライブ配信】 11月5日（金）	100名
	児童福祉司スーパーバイザー義務研修 B<前期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	11月9日（火） ～11日（木）	50名
	児童福祉司スーパーバイザー義務研修 C<前期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	11月24日（水） ～26日（金）	50名
12月	【オンライン】児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	【ライブ配信】 12月16日（木）	50名
	【オンライン】市区町村虐待対応指導者研修	市区町村子ども家庭福祉相談担当部署、子ども家庭支援総合拠点、要保護児童対策調整機関、要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待関連業務の経験が通算5年を満たした者（各機関1名）	【ライブ配信】 12月23日（木）	100名
22年 1月	児童福祉司スーパーバイザー義務研修 A<後期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	1月18日（火） ～20日（木）	50名
	児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修<後期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの福祉司スーパーバイザー対象の研修の受講歴がある者（前期研修と後期研修を通して受講してください）	1月27日（木） ～28日（金）	10名
2月	児童福祉司スーパーバイザー義務研修 B<後期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	2月1日（火） ～3日（木）	50名
	児童福祉司スーパーバイザー義務研修 C<後期> ㊤	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	2月15日（火） ～17日（木）	50名

	研修名	受講対象	日程	定員
3月	【オンライン】 児童相談所医師研修	児童相談所に勤務する医師（勤務形態は問わず、非常勤や嘱託を含む）	【ライブ配信】 3月3日（木）	50名
	【オンライン】 医師専門研修	児童相談所、児童福祉施設、保健機関、医療機関等に勤務している児童虐待の対応に携わる医師	【ライブ配信】 3月3日（木）	50名
	【オンライン】 テーマ別研修 「喪失をめぐって」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、 <b>児童虐待関連業務経験通算3年を満たした者</b> （各機関1名）	【ライブ配信】 3月17日（木）	200名
年間	【オンライン】 施設職員事例検討会	児童福祉施設で指導的立場にある職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの施設関連研修の受講歴がある者	6月17日（木） 月1回 3月10日（木）	8名

※**法**：法定研修。都道府県市との委託契約による研修    **再**：休止から再開した研修

※あくまで予定であり、変更になることがあります。最新情報は当センターのホームページでご確認ください。

西日本こども研修センターあかし

Ⅶ 2021年度(令和3年度)虐待対応研修一覧 (実施月別)

	研修名	受講対象	実施時期	定員
5月	講師等養成研修 (新)	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修講師又は研修企画を行う者 要保護児童対策地域協議会の調整担当者等で子ども虐待関連業務経験通算5年を満たした者 家庭児童相談員や子ども家庭相談担当者等で子ども虐待関連業務経験通算5年を満たした者	5月19日(水)～21日(金)	60名
6月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<前期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第9項で受講が義務づけられています)	6月9日(水)～11日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<前期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第9項で受講が義務づけられています)	6月23日(水)～25日(金)	60名
7月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算7年を満たした者(各施設1名)	7月6日(火)～9日(金)	60名
	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校(幼・小・中・高)や教育委員会で子ども虐待対応に携わる指導的立場の教職員(経験年数の制限なし)、市区町村で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者、児童相談所で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等 *教育機関20名、児童相談所20名、市区町村20名(各機関1名)	7月28日(水)～29日(木)	60名
	公開講座「虐待の世代間伝達を断つために私たちができることを考える」 (新)	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種	7月30日(金)	60名
8月	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした者(スーパーバイザー含む)	8月18日(水)～20日(金)	60名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者	8月31日(火)～9月3日(金)	60名
9月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	9月16日(木)～17日(金)	40名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修C<前期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第9項で受講が義務づけられています)	9月29日(水)～10月1日(金)	60名
10月	一時保護所指導者研修	児童福祉領域または児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設(児童養護施設)等の指導的立場にある者	10月13日(水)～15日(金)	60名
11月	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、精神保健相談員等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満たした者、管理的立場の者	11月9日(火)～12日(金)	60名
12月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<後期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期をA日程で受講した者)	12月8日(水)～10日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<後期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期をB日程で受講した者)	12月22日(水)～24日(金)	60名
2022年1月	こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」	①日々子ども虐待に関わる者、②メンタルヘルスに関わる者 ③子どもの生活と環境を調整する者、で指導的立場にある者 機関：児童相談所、児童福祉施設(児童心理治療施設、障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む)、市区町村、保健機関、教育機関、医療機関、警察・司法等 職種：心理職、ケアワーカー、里親、社会福祉職、施設職員、教員、スクールカウンセラー、医師、保健師、看護師、保育士、弁護士等(常勤・非常勤を問わない)	1月12日(水)～14日(金)	60名
2月	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務(関係業務を含む)において指導的立場にある者 例：子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会、子育て支援担当課、児童家庭支援センター、母子保健担当課、子育て世代包括支援センター、ひとり親支援担当課、DV担当課等、管理的立場の者 都道府県において市町村への助言指導を担当する者 例：児童相談所、研修企画担当課	2月1日(火)～4日(金)	60名
	健康障害のシリーズ「周産期からみえる虐待と予防」	児童相談所(保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等)、市区町村(福祉・保健)、保護された子どもの回復をケアする一時保護所・児童福祉施設(ケアワーカー・児童指導員・嘱託医・看護師)、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所(教員・養護教諭・保育士等)、里親、警察・司法等で指導的立場にある者	2月24日(木)～25日(金)	60名
3月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修C<後期> (注)	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期をC日程で受講した者)	3月9日(水)～11日(金)	60名

\* (注)：法定研修。都道府県市との委託契約による研修 (新)：新規実施

## 令和3年度 児童福祉法等関係法令に基づく法定研修実施概要

児童相談所における児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）並びに要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施します。

研修内容到達目標、カリキュラム及び運用指針等については厚生労働大臣が定める基準に基づきます。

（会場は、いずれも特別区職員研修所を予定）

### 1 児童福祉司任用前講習会及び指定講習会

対 象	児童福祉法に基づく
日 数	6日間必須、1日間任意（合計7日間）
日 程	【第1回】令和3年9月下旬～10月中旬 【第2回】令和3年12月上旬～下旬
定 員	各回50名程度
負担金	【7日間】34,600円（予定）

### 2 児童福祉司任用後研修

対 象	① 児童福祉司として任用後1年目の職員 ② ①の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員（心理職を含む）
日 数	5日間 ※ ただし、児童福祉司任用前講習会修了者は、5日間のカリキュラムのうち、重複した科目（「社会的養護における自立支援」「関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援」「行政権限の行使と司法手続」「子ども虐待対応の基本」及び「非行対応の基本」（計3日間）の受講を免除することができます。
日 程	【5日間コース】令和3年5月中旬～下旬（5日間） 【2日間コース（※一部受講免除者）】令和3年5月中旬～下旬（計2日間）
定 員	計50名程度
負担金	【5日間コース】33,000円（予定） 【2日間コース】18,200円（予定）

### 3 児童福祉司スーパーバイザー研修〔カリキュラムについては別紙4参照〕

対 象	児童福祉司としておおむね5年以上の職務経験を有する職員
日 数	5.5日間（前期3日間、後期2.5日間）
日 程	【前期】令和3年6月上旬～下旬（3日間） 【後期】令和3年12月下旬（2.5日間）
定 員	50名程度
負担金	【5.5日間】48,800円（予定）

#### 4 調整担当者研修

対 象	要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者として業務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者
日 数	2日間
日 程	令和4年2月中旬～下旬（2日間）
定 員	50名程度
負担金	【2日間】18,200円（予定）

#### 5 その他（児童相談所関連研修「課題別研修」一部抜粋）※定員はいずれも各回50名程度。負担金は予定。

研修名	児童福祉司（1～2年目）		
期 間	令和3年6月中旬～下旬（各回2日間）	負担金	【1回2日間】18,200円
内 容	<b>【第1回】</b> ○通告ケースの初期対応 ○法的対応 ○子ども、家族との面接 ○アセスメント ○虐待が子どもに与える影響 <b>【第2回】</b> ○多機関連携 ○社会的養護における現状と課題 ○医学的知識 ○性的虐待		

研修名	児童福祉司（3～4年目）		
期 間	令和4年1月中旬～2月中旬（各回2日間）	負担金	【1回2日間】23,200円
内 容	<b>【第1回】</b> ○ペアレント・トレーニング ○解決志向アプローチ <b>【第2回】</b> ○サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ		

研修名	児童心理司（1～2年目）		
期 間	令和3年10月下旬～11月上旬（各回2日間）	負担金	【1回2日間】18,200円
内 容	<b>【第1回】</b> ○虐待が子どもに与える影響 ○子どもと家族のアセスメント ○心理所見の書き方 ○解決志向アプローチ <b>【第2回】</b> ○機関連携におけるカンファレンスとコンサルティング ○性加害、性被害児童への対応		

研修名	児童心理司（3～4年目）		
期 間	令和3年12月上旬～令和4年2月下旬 （各回2日間）	負担金	【1回2日間】23,200円
内 容	<b>【第1回】</b> ○子どものアセスメント ○法的申立てにおける心理所見 ○ペアレント・トレーニング <b>【第2回】</b> ○トラウマインフォームドケア ○ライフストーリーワーク		

研修名	一時保護所職員研修		
期 間	令和3年11月中旬～令和4年1月下旬 （各回2日間）	負担金	【1回2日間】13,200円
内 容	<b>【第1回】</b> ○子どもの権利擁護 ○児童相談所業務と一時保護所の役割 ○虐待が子どもに与える影響 ○社会的養護 <b>【第2回】</b> ○児童間暴力 ○トラウマインフォームドケア ○遊びとレクリエーション ○安心安全な生活環境の提供		

- 特別区職員受入後、定員に空きがある場合は、他自治体職員を受入いたします。研修受託申請手続等につきましては、特別区職員研修所ホームページにて「特別区職員研修所研修受託要綱」をご参照ください。

<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>

- 問合せ先：特別区職員研修所教務課専門研修係 電話 03-5298-3922

## 要保護児童等に関する情報共有システムの概要

## 背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。
- ・ 令和2年度予算では、全国統一の情報共有システム開発経費と自治体におけるシステム改修経費、令和3年度第3次補正予算案では、自治体におけるシステム改修経費、令和3年度当初予算案においては、全国統一の情報共有システムの運用・保守経費を計上している。

## 【児童相談所が新たに虐待事案の通告を受けた場合の情報共有・情報収集の例】

## 従来の対応（一般的な例）

## ① 通告受理

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴を電話で確認
- ・ 通告者が把握している情報以外の情報を収集。必要に応じ、市町村等から電話で聴取。  
(例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況等)

## 情報共有システム導入後の対応

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索  
(夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能)
- ・ 情報共有システムに市町村が登録している情報を確認  
(例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況等)

## ② ケースの進行管理

- ・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2月に1度程度）や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

- ・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能  
(ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知（(例) 市町村→児童相談所）)

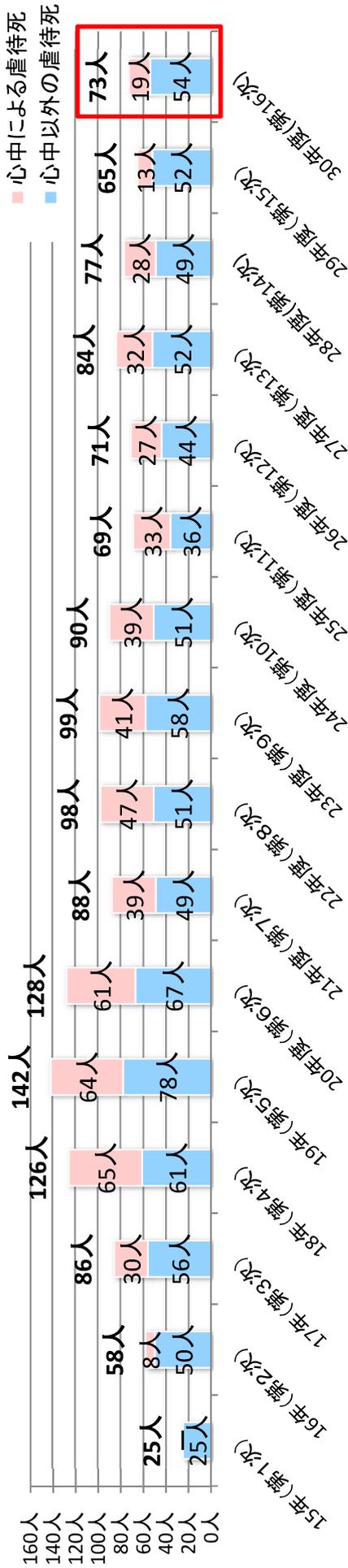
## ③ 転出の際の引き継ぎ等

- ・ 転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡  
(緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施)
- ・ 児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有を行い、当該児童の情報収集を実施

- ・ 情報共有システムにより、ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能
- ・ 情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有や情報収集を実施（電子的な管理により過去の情報等の検索が容易）

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和2年9月】



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度。(注2)平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

## 【第16次報告(心中以外51例・54人)の検証・分析結果】

- 子どもの年齢：例年同様、0歳が最も多く(22例22人・40.7%)、うち月齢0か月が高い割合(7例7人・0歳児の31.8%)を占める。
- 主な虐待の種類：ネグレクト(25例25人・46.3%)の人数・割合が身体的虐待(22例23人・42.6%)の人数・割合を上回った。
- 妊娠・周産期における問題：例年同様、「遺棄」(17例19人・35.2%)「予期しない妊娠/計画していない妊娠」(13例13人・24.1%)、「妊婦健診未受診」(12例12人・22.2%)が高い割合を占める。(複数回答)

【特集】「実母がDVを受けている」事例 ※第5～15次報告の心中以外の虐待死事例で実母がDVを受けた経験の有無が判明している270人のうち「実母がDVを受けている」事例51人の傾向を確認

項目	区分	DVあり	DVなし
実母の10代での妊娠・出産の経験	経験あり	60.8%	32.0%
	経験なし	29.4%	56.6%
養育者の世帯の状況	実父母	49.0%	52.5%
	一人親(未婚)	15.7%	15.1%
	内縁関係	13.7%	4.6%
家庭の地域社会との接触状況	乏しい	39.2%	23.3%
	ほとんど無い	35.3%	27.9%
	ふつう	17.6%	32.0%

- 子ども虐待に対応する機関は、上記の表であげた特徴等に留意しつつ、①DVと子ども虐待に関する知識をもった家庭へのアプローチ、②DVがある家庭での家族関係を包括したアセスメント・支援の実施、③配偶者暴力相談支援センター等のDV対応を行う関係機関と連携した支援を行うことが重要である。

## 第1次から第16次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

### 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされおらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもにも会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている

### 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事例が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造に変化があった

### 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった
- 転居や家族関係の変化の把握ができていなかった

※子どもが低年齢・未就園である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第16次報告より追加した留意すべきポイント

子家発 0930 第 1 号  
令和 2 年 9 月 30 日

各 

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」（令和元年8月1日付け子家発 0801 第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、関係部署や関係機関との情報共有等の取組を徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされており、また、これら子どもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に子どもの状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）に本通知を周知いただくとともに、市町村が実施した状況確認の結果に係る調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

## 記

### 1 趣旨・目的

本調査は、令和2年10月1日時点で、当該市町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）。）。

以下「確認対象児童」という。)の情報を市町村において把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査(自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず(乳幼児健康診査については、診査結果が再受診となっているにもかかわらず再受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員が目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務(※1)の過程で把握した児童で通園・通学していないもの(※2)のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員が目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
  - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
  - ※2
    - ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
    - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童
    - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員が目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

## 2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

### (1) 確認対象児童の洗い出し

令和2年10月1日時点において当該市町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

## (2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記(1)の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う。
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う。

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行う。なお、確認対象児童の住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者(他の市町村の機関等を含む。)が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなるような転出・転入の際の届け出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者(他の市町村の機関等を含む。)が、当該児童を目視により確認

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入(帰)国記録から、当該児童の出国の事実を確認(出国後、入(帰)国記録がないことの確認を含む。)

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認

### ※ 例

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できる場合

- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

### 3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

#### 【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢（令和2年10月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、状況確認できた方法、状況確認できた年月日、状況確認できた後に行った支援内容 等

○ 令和3年3月31日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目  
要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察への通報（相談）状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

#### 【調査票2】

市町村ごとに、以下の①から⑦に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 令和元年度に実施した状況確認調査で確認ができなかった児童16人について、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 上記③のうち、平成30年度緊急把握調査から状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童の数

⑤ 上記③のうち、平成29年度調査から状況確認ができない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に所在等が確認できた児童数

⑥ 上記③のうち、平成28年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する

児童数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童数

- ⑦ 上記③のうち、平成27年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童数及び当該児童のうち、令和2年8月19日から令和3年3月31日までの間に状況確認ができた児童数

※ 市町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします。（都道府県名、市町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）

#### 4 提出期限等

##### (1) 厚生労働省への提出期限（期限厳守）

- 中間報告

令和3年1月15日（金）（令和2年12月31日時点での状況確認結果）

- 最終報告

令和3年4月7日（水）（令和3年3月31日時点での状況確認結果）

※ 令和3年3月31日時点でなお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査を行うことを予定しています。

##### (2) 提出方法

- 令和2年10月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。
- 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票をとりまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。  
（提出先メールアドレス） [jidounetwork@mhlw.go.jp](mailto:jidounetwork@mhlw.go.jp)

#### 5 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

##### 【厚生労働省担当者】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策防止対策推進室  
自治体支援係（内線 4898）  
Tel 03-5253-1111（代表）  
03-3595-2166（直通）

## 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

### ○これまでの経緯

- 平成30年度から、各市区町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）を対象に、ヤングケアラー<sup>(※)</sup>に関する調査研究を開始し、これまで、
    - ・ 平成30年度には、実態の調査
    - ・ 令和元年度には、早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成 等を実施。
  - 令和元年度の調査研究により、
    - ・ ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法として、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際にヤングケアラーとして対応している」との回答が約45%
    - ・ また、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由として、「ヤングケアラーは家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」という回答が74%  
「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識をしていない」という回答が約73%
- といったことが報告された。

### ○今年度の調査研究の目的

- ・ 上記の調査結果を受け、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査を実施予定。

### ○今後の予定

- ・ 文部科学省とともに、実施機関(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)に設置される事業検討委員会(有識者で構成)での検討に参画し、11月中旬に調査対象及び方法を確定させ、今年度中に調査結果をとりまとめる予定。

(※) 本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

# 令和元年度「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」

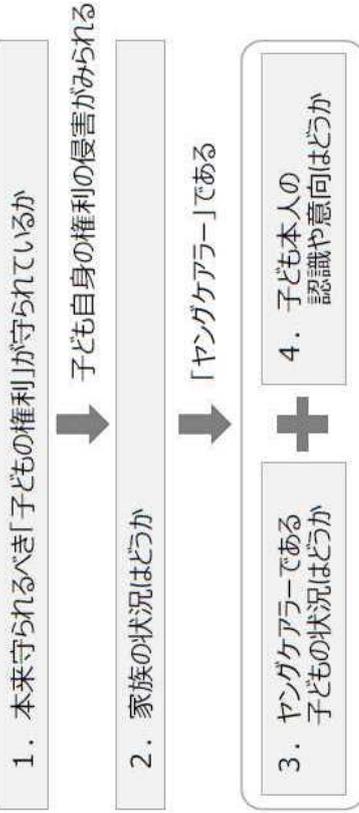
実施機関(令和元年度):三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○ヤングケアラーの概念の認知を広げるための研修の在り方や、要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーに早期に適切に対応していくためのツールやガイドラインについて研究を実施。

## ○ガイドラインの構成

1. なぜ、ヤングケアラーの支援が必要か  
→ 本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。不安や不満を抱いていても言い出せない子どももいる。
2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置付け  
→ より多くの視点からヤングケアラーの把握が進むよう、アセスメントツールの活用、展開がされていくことが望まれる。
3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント  
→ 「子どもと関わりのある第三者でも気付ける可能性のある子どもの様子・状況」をアセスメント項目として整理。
4. ヤングケアラーへの支援における留意点  
→ 支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要。
5. ヤングケアラーの早期発見・対応に向けた取組と今後の課題  
→ ヤングケアラーの概念自体の認知度がまだまだ低い、ヤングケアラーに対する正しい理解の啓発

## ○アセスメント項目の構成



### ※アセスメント項目の例

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか  
 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていない  
 保健室で過ごしていることが多い  
 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける 等
2. 家族状況はどうか  
 高齢  幼いきょうだいが多い  障がいがある  親が多忙 等
3. ヤングケアラーである子どもの状況はどうか  
・子どもがサポートしている相手  
・子ども自身がサポートに費やしている時間 等
4. 子ども本人の認知や意向  
・子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか  
・家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話しているか 等

# 平成30年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

実施機関(平成30年度): 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○市区町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている児童のうち、ヤングケアラーに関して調査実施。

※ヤングケアラー 本来大人がやると想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども(障害や病気の  
ある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、幼いきょうだいの世話をしている、等)

○回答のあった自治体: 256自治体

○回答のあった自治体の要対協に登録されているケース数: 71,174件  
うち、ヤングケアラーに該当すると思われる児童数: 1,782ケース(全体の2.5%)

○詳細が把握できたヤングケアラー(906人)について

- ・世帯の状況 生活保護世帯が30%
- ・要対協に登録されている理由: 虐待(ネグレクト)が半数
- ・学年

小学生	中学生	高校生	その他
33%	43%	15%	8%

・要対協に登録された経緯(発見者): 学校 約40%

・子どもにみられる影響(複数回答)

- ・学校等にあまり行っていない 約31%
- ・学校に行っているが、学業が振るわない等何らかの支障がある 約27%
- ・学校生活に支障が見られない 約29%

## ・ケア対象者の状況

ケア対象者	ケア対象者の状況 (複数回答)	
きょうだい	幼い	60%
	知的障害	10%
	発達障害	10%
母親	精神障害	50%
	依存症	10%

## 令和2年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について



- 平成16年度から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼（閣議日：10月30日（金））。

### 1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」オンライン開催（令和3年度の予定については別紙1参照）

令和2年11月29日（日）に無観客でのオンラインフォーラムを開催。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」は中止）

### 2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

全国から募集した応募作品の中から最優秀作品を選出し、厚生労働大臣賞を授与。当該標語は、厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

【令和2年度最優秀作品】「189（いちはやく） 知らせて守る こどもの未来」

### 3 広報・啓発物品の作成、全国配布 【参照】 <https://no-taibatsu.jp/>

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び「体罰等によらない子育て」等の普及・啓発を図るポスター・リーフレット等を作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体等に配布。

### 4 各種メディアの活用等による広報啓発

インターネット・SNS等や政府広報を活用し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び「体罰等によらない子育て」等の周知・啓発を図る。



東京スカイツリーをオレンジリボン運動のイメージカラーであるオレンジ色に特別ライトアップ

（画像はイメージ）

### 5 東京スカイツリー®のオレンジライティング

全国の自治体においてもライトアップ、横断幕の掲揚等の取組を実施。

### 6 自治体・関係団体等の取組の取りまとめ・公表

自治体、関係団体、関係府省庁における児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施状況を取りまとめ、厚生労働省ホームページ等で公表。

（例：イベントの開催、啓発物品の作成・配布、民間企業等とタイアップした企画の実施 等）

# 令和3年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

別紙 1

- 児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地自治体が共催となって「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催。

## 【令和3年度開催予定】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in 福岡（仮称）

日程： 令和3年11月7日（日）

会場： 福岡県福岡市

（※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、人数制限やオンライン開催等の措置を講じる）

内容： 児童虐待対策をテーマとした基調講演、分科会、  
「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰 等

## 【令和2年度開催実績】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム（オンライン）

日程： 令和2年11月29日（日） 14時 ～ 16時30分

会場： インターネット配信（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため）

テーマ： 「体罰等によらない子育てのために～みんなが子育てを支える社会に～」

内容： 基調講演、パネルディスカッション、トークセッション 等

<https://no-taibatsu.jp/forum/>（アーカイブ閲覧可） ※令和3年3月31日まで



## （参考）これまでの開催(共催)地

平成17年	埼玉県さいたま市
平成18年	静岡県静岡市
平成19年	熊本県熊本市
平成20年	滋賀県大津市
平成21年	新潟県妙高市
平成22年	広島県広島市
平成23年	東京都世田谷区
平成24年	北海道札幌市
平成25年	大分県別府市
平成26年	和歌山県和歌山市
平成27年	神奈川県横浜市
平成28年	福井県福井市
平成29年	高知県高知市 ※台風の影響により中止
平成30年	宮城県仙台市
令和元年	鳥取県倉吉市
令和2年	高知県高知市 ※インターネット配信



RISTEX  
社会福祉研究開発センター  
RISTEX Center for Research and Development of Social Welfare

# 児童福祉に携わるひとのための 「警察が分かる」ハンドブック



 京都産業大学  
KYOTO SANGYO UNIVERSITY

社会安全・警察学研究所

【掲載先URL】 <https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/s1gk4u0000010c9b-att/ristex.pdf>

